

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成30年7月



株式会社チームスピリット

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式340,000千円（見込額）の募集及び株式80,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式72,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年7月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社チームスピリット

東京都中央区京橋二丁目5番18号

1. 事業の概要

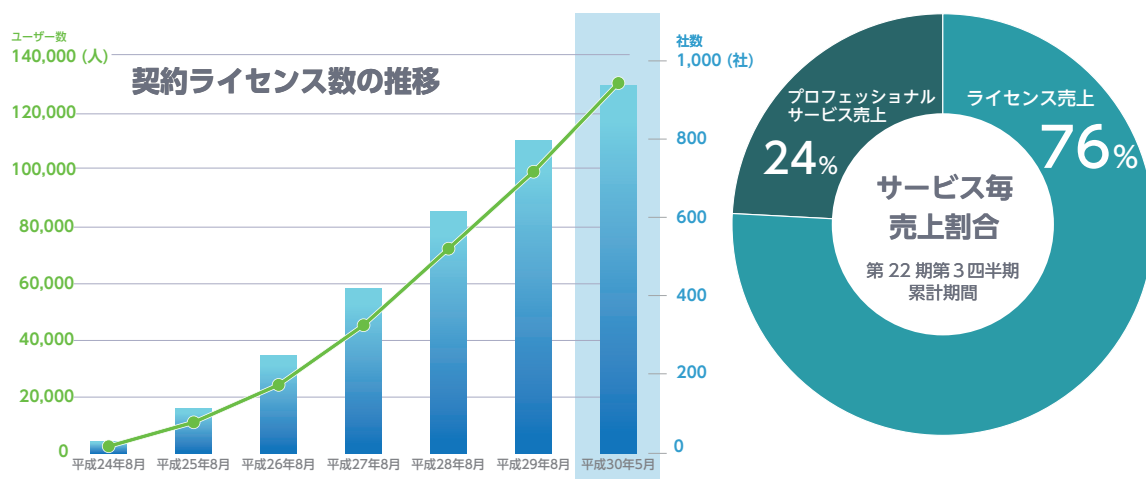
ミッション・ビジョンと事業内容

ミッション | **すべての人を、創造する人に。**
ビジョン | **個を強く。チームを強く。**

当社はSaaS (Software as a Service) *1と呼ばれるクラウド上のサービスを通して、働く人と企業の「働き方改革」を推進する顧客サービスを事業として展開しております。その主力サービスとして勤怠管理・工数管理・経費精算など従業員が日々利用するアプリケーションをひとつのシステムにまとめたサービス「TeamSpirit」を提供しています。「TeamSpirit」は入社から退社まで働く人の活動を一元的に記録して働き方を可視化し、創造的な時間を増やすことで生産性向上を実現する、5つの特徴を持つSaaSです。

- ①勤怠管理や工数管理、経費精算など機能を一体化することで働く人の基礎情報（ビッグデータ）を収集
- ②働く人の基礎情報（ビッグデータ）の分析により働き方改革で求められるソリューションを提供
- ③サブスクリプション型 リカーリングレベニューモデル*2 による安定性と成長性を両立
 - ・売上の76%※ がライセンス売上（リカーリングレベニュー）のため収益が安定
 - ・既存のお客様に対する活用促進体制により解約を上回るリカーリングレベニューの増加
 - ・サブスクリプション型料金（手ごろな価格設定）による新規商談期間の短縮
- ④シングルソース・マルチテナント形式*3 による顧客価値の最大化とコストダウン
- ⑤情報セキュリティに対する安全性に優れたPaaS (Platform as a Service) *4 利用によるエンタープライズ企業*5 の採用

今、働き方改革の名の下、企業の生産性向上に大きな注目が集まっています。そのため、単なる労務管理だけではなく、今いる人やチームの活性化に関心を持つお客様からの受注が増加したことにより「TeamSpirit」は平成30年5月末時点で契約社数が932社、契約ライセンス数は129,944人となりました。なお、当社はSaaS事業の単一セグメントとなります。



※ 第22期第3四半期累計期間時点

*1 SaaSとは、ソフトウェアをインターネット経由のサービスとして提供することです。

*2 サブスクリプション型 リカーリングレベニューモデルとは、使用した期間に応じたサービス料をユーザー人数分のサブスクリプション（定期購読）として課金するリカーリングレベニュー（継続収益）型ビジネスモデルのことです。

*3 シングルソース・マルチテナント形式とは、ひとつのシステム環境を複数企業で共同利用することです。

*4 PaaSとは、ソフトウェアを稼働させるための土台となるプラットフォームを、インターネット経由のサービスとして提供することです。

*5 エンタープライズ企業とはIT業界における市場や製品カテゴリー区分の一種で、大企業、中堅企業、公的機関などの比較的規模の大きな法人のことを表します。

2. 事業の内容

「働き方改革」のプラットフォームとなるSaaSの提供

《TeamSpirit》

「TeamSpirit」は勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSなど従業員が日々利用するシステムをひとつにまとめたサービスです。インターネット経由で必要な期間利用できるSaaSという形態で提供され、テレワークや在宅勤務など多様で先進的なワークスタイルをサポートします。

「勤怠管理、就業管理」の領域においては単なる出退社時刻の記録だけでなく、36協定に関わる残業時間の推移や休暇の取得状況など、近年特にニーズの高い長時間労働の抑制や健康確保措置としての労働時間管理を実現します。また「工数管理・SNS」の領域では、リアルタイムに従業員の働き方を可視化し、トップフォーマーの時間や経費の使い方などを分析することで、従業員が生産性高く、生き生きと働くための質の高いコーチングを提供するなど、真の「働き方改革」の実現をサポートします。



《TeamSpirit Leaders》

「TeamSpirit」のファミリー製品のひとつで、「TeamSpirit」と組み合わせて使用するプロジェクト原価管理サービスです。主に人が原価となるプロジェクト型のビジネスにおいて、見積を作成するための工数計画を作成することができ、受注後には「TeamSpirit」で登録された工数実績との比較により原価の予実管理を行うことができます。

プロフェッショナルサービスの提供

《プレミアサポート》

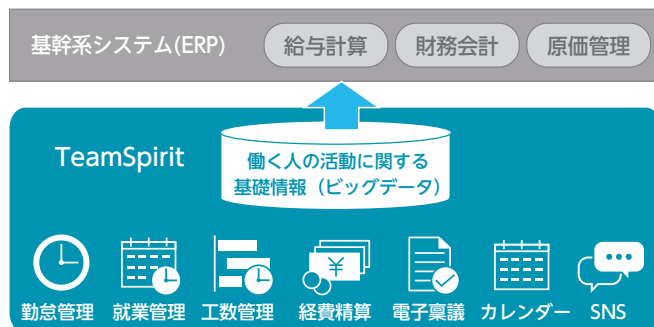
当社のサービスは直感的な操作性により、原則としてユーザー企業自ら導入から運用までを実施いただけるようデザインされております。一方で、SaaSの普及に伴いITの基礎知識の少ないお客様による導入事例が増えて参りました。導入目標日に確実な本稼働を迎えたい、導入に係わる担当者様の負荷を極力抑えたい、運用段階のシステム設定や新規帳票のレイアウト作成の人材が不足しているなどのお客様の課題に対して、ITおよび業務スキルをもった当社コンサルタントが、ユーザー企業を有償で支援するサービスを提供しております。

3. 当社の特徴及び強み

働く人の活動に関する膨大な基礎情報（ビッグデータ）を収集

「TeamSpirit」のコンセプトは勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSなど従来は単体で提供されていたシステムが一体化され、入社から退社まで働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）を収集することで実現する新しい価値の提供にあります。従来それぞれのシステムは人事部が担当する給与計算、経理部の行う財務会計、部門毎に必要な原価管理、総務部が取りまとめる各種稟議のように、企業の経営管理を司るERP^{*6}などの基幹系システムのオプションとして提供されていました。しかし基幹系システムは月次で決算に必要な情報しか収集できない問題があると認識しています。

「TeamSpirit」は従業員が日々使うシステムをひとつにまとめ、日々の活動データを「リアルタイム」に中間的なデータベースに格納します。そこから必要なタイミングで基幹系システムにデータを取り込み処理をする、従業員視点の業務フローに見直しました。そのため「TeamSpirit」では働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）を手軽に収集することができます。



ERPから働く人のデータ登録に関わるワークフロー機能を分離独立させたフロントウェア^{*7}

^{*6} ERPとは、企業内の経営資源を有効活用するために、生産、販売、物流、会計、人事などの情報を統合的に管理するための情報システムのことです。

^{*7} フロントウェアとは企業のバックオフィス（経営管理部門）を中心に利用されているERPから、従来オプションとして提供されていた従業員が使うワークフロー（フロント機能）を分離独立したソフトウェアのことです。

本質的な「働き方改革」のニーズを解決

「TeamSpirit」は「間接業務の効率化」はもちろん、労働時間を上限とした工数の登録による工数の水増し防止や36協定に基づいた従業員の勤務状況をリアルタイムで可視化・分析・検討等が可能であるため、原価・労務管理の統制を実現できます。また、交際費やタクシーなどの経費精算を勤務表とカレンダーを確認して妥当性を判断したり、電子稟議はもちろん残業の許可や経費精算の承認などの決裁権限をシステムに組み込むなど、単一のシステムや基幹系のシステムではできない「内部統制の高度化」が実現できます。さらには各機能のデータが連携しているからこそできる働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）の分析により、「従業員の活性化」「生産性向上」という働き方改革に関する本質的なソリューションを提供します。

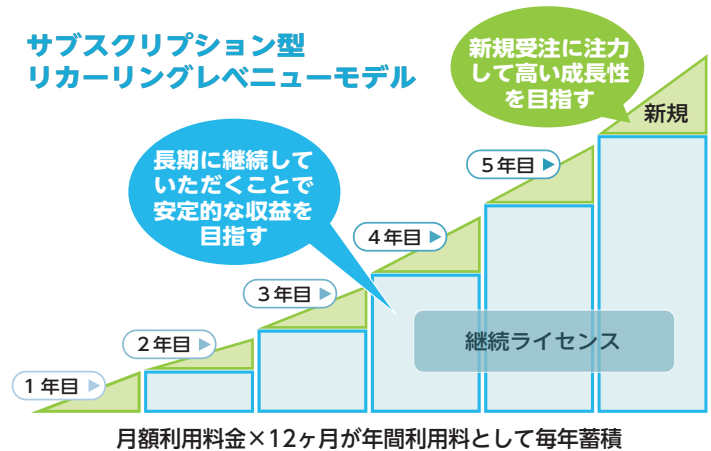


サブスクリプション型 リカーリングレベニューモデルによる安定性と成長性

「TeamSpirit」は顧客企業に対し、使用した期間に応じたサービス料をユーザー人数分のサブスクリプション（定期購読）として課金する、リカーリングレベニュー（継続収益）方式を採用しています。サブスクリプションが複数年にわたり継続して利用されることで、新規の契約数を解約数が上回らない限り収益が前年度を上回るという安定性がありながら、高い成長も目指すことができるビジネスモデルです。第22期第3四半期累計期間で当社の売上におけるライセンス売上（リカーリングレベニュー）の比率は76%となっています。

当社では既存のお客様に対する活用促進を行う営業体制を構築しておりファミリー製品を追加で導入いただくなど、今までは年間の解約を上回るリカーリングレベニューの増加を実現してきました。これからも年間の解約を上回るリカーリングレベニューを獲得出来るよう、努力してまいります。また新規の受注に関しては高価なソフトウェアを売り切り型で販売するのではなく月額料金ですぐに利用できることから、受注までの平均商談期間が短縮でき企業規模に関わらず契約数の拡大が可能になると認識しております。「デロイト トウシュートマツ リミテッド 2017年 日本テクノロジー Fast50」において、過去3決算期の収益（売上高）に基づく成長率ベースで50位中8位を受賞したことが示すように、業界の中でも比較的高い成長性の維持の実現を目指すことができると考えています。

世界のSaaS企業の標準となりつつあるサブスクリプション型 リカーリングレベニューモデルの単一事業であることから経営の安定性と成長性が両立できることに加え、年間の契約金額を一括前払いで回収しているため、キャッシュ・フローの観点で有利なことも当社ビジネスモデルの特徴です。



シングルソース・マルチテナントによる顧客価値の最大化とコストダウン



そのため数多くのお客様からの要望により常に機能を強化・拡大させることができるので、お客様にとっての価値を継続的に向上させることができます。開発者はひとつのソースの開発に集中できるので比較的小ないリソースで高機能なサービスを開発することが可能です。

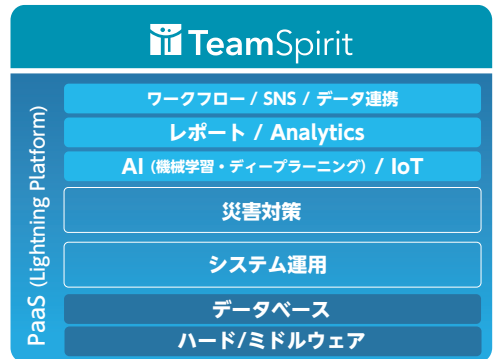
当社のサービスは従業員数千名以上の大手企業にもご利用いただいています。仕様が複雑な大規模なお客様であってもアプリケーション本体の改造をせずにシングルソース・マルチテナントで提供できることが、当社の技術上、ビジネス上の大きな優位点であると考えています。

「TeamSpirit」は平成30年5月末時点で932社の企業に導入されていますが、SaaSの前提であるシングルソース・マルチテナント型を採用することにより、すべてのお客様が共通のソースコードで作られた1種類のアプリケーションを使用しています。

エンタープライズ企業に選ばれるSaaS

TeamSpiritは、パブリッククラウド*8 で利用できるPaaSである、salesforce.com, inc.*9 が運営する Lightning Platform上に構築されております。当社サービスの基盤となるサーバーなどシステム機器の提供・情報セキュリティ対策・バックアップなどの運用は、すべてsalesforce.com, inc.が実施します。また、ワークフロー、レポート、AIなどシステムで共通で使う機能がPaaSに実装されています。そのためサービス提供に関わる設備投資や運用投資がほぼゼロに抑制され、当社の開発リソースをすべて業務アプリケーションに投下できるメリットがあります。サービス改善サイクルを高速化し、SaaSビジネスで最も重要な顧客価値の向上が可能であると考えています。世界で15万社以上が利用しているsalesforce.com, inc.によるシステム運用体制により、中堅・中小企業はもちろん金融機関や国際的に活動するエンタープライズ企業まで安心して当社サービスをご利用いただけるものと考えております。

なお当社は本書提出日時点において、salesforce.com, inc. が認定した日本で唯一のAppExchange Premier Partner*10 です。平成23年には当社との間で資本提携を行うなどsalesforce.com, inc.との良好な関係を構築しております。



*8 パブリッククラウドとは、クラウド上のサービスのうち不特定多数の利用者を対象に広く提供されている形態のことで、特定の利用者を対象として提供される「プライベートクラウド」との対比で用いられます。

*9 salesforce.com, inc. とは米国カリフォルニア州に本社を置く、クラウドコンピューティング・サービスの提供企業です。

*10 AppExchange Premier Partnerとはsalesforce.com, inc. が重要な顧客の成功とパートナーシップの成功を実証したのみ指定する招待制の特別なパートナーのことで、

4. 今後の取り組み

① 営業およびマーケティング活動強化による顧客数の増大・売上伸長

salesforce.com, inc. との資本提携や、SaaS およびサブスクリプション型 リカーリングレベニューモデルに対する先進的な取り組みにより、クラウド・IT業界では一定の知名度は構築できたと考えるものの、働き方改革や生産性向上、さらにはSaaSにかかわる潜在市場に対する普及の度合いは十分ではないと認識しております。今後はPRを中心とした認知向上とともに、営業力の増強を積極的に行って参ります。

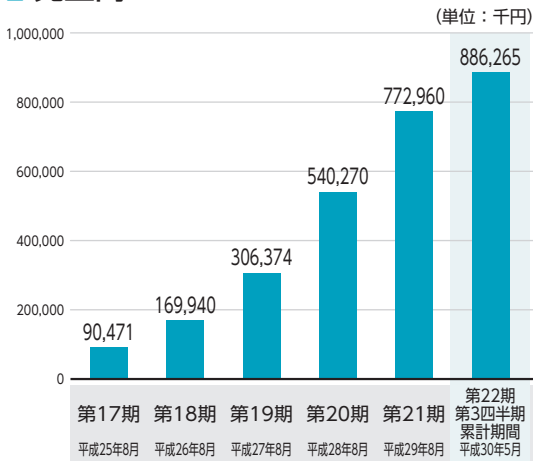
② 働く人のビッグデータを活用する新サービスのリリース

「働き方改革」への対応は益々重要となり、その論点は残業の上限規制から生産性向上へと変わっていくことが予想されます。当社ではこの動きに対応する新サービスの開発を鋭意進めて参ります。また働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）の組み合わせから、人的リスクの予兆検知、社内の業務改善、組織／人材の活性化など「AI×ビッグデータ」による働き方改革市場を開拓して参ります。

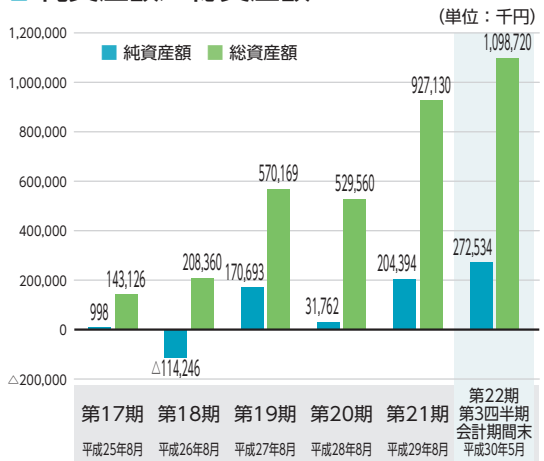
③ TeamSpiritの海外展開

SaaSの特徴として利用する時と場所を選ばないことがあげられます。当社ではTeamSpiritをグローバルで利用可能な製品として開発しており、既に外資系企業の日本進出や日系企業が海外に進出する場合のサポートツールとして利用実績が多数あります。今後はこの流れを一歩進めて海外における利用企業を増やすべく海外展開の整備をして参ります。

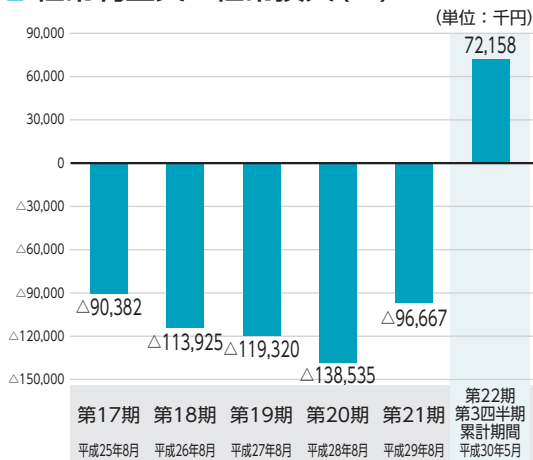
■ 売上高



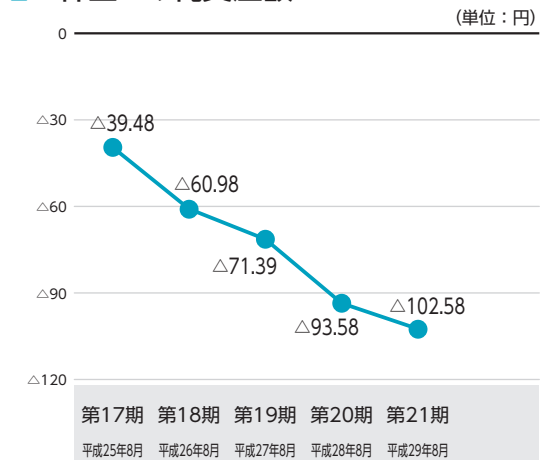
■ 純資産額／総資産額



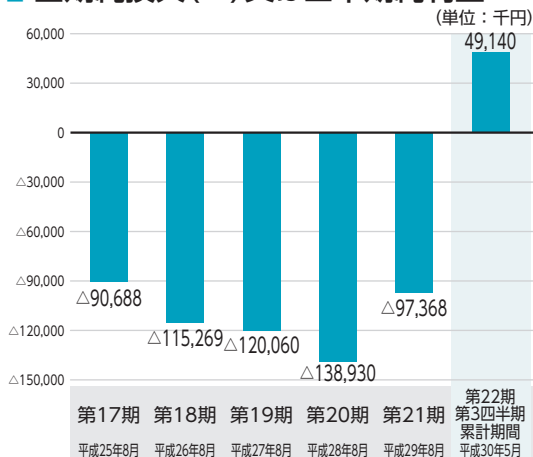
■ 経常利益又は経常損失(△)



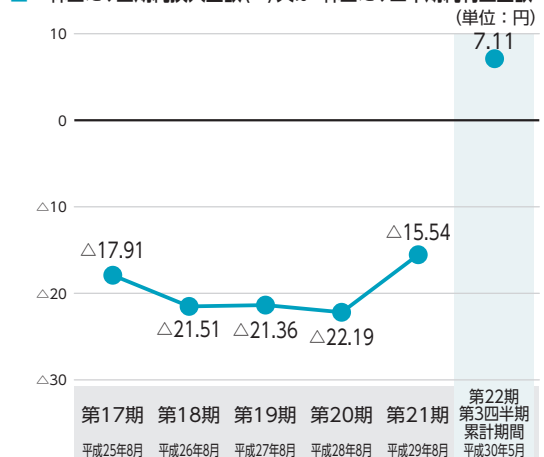
■ 1株当たり純資産額



■ 当期純損失(△)又は四半期純利益



■ 1株当たり当期純損失金額(△)又は1株当たり四半期純利益金額



目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 業績等の概要	21
2. 生産、受注及び販売の状況	23
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	30
6. 研究開発活動	30
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	58
3. 配当政策	59
4. 株価の推移	59
5. 役員の状況	60
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	62

第5	経理の状況	68
1.	財務諸表等	69
(1)	財務諸表	69
(2)	主な資産及び負債の内容	111
(3)	その他	113
第6	提出会社の株式事務の概要	114
第7	提出会社の参考情報	115
1.	提出会社の親会社等の情報	115
2.	その他の参考情報	115
第四部	株式公開情報	116
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	116
第2	第三者割当等の概況	122
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	122
2.	取得者の概況	124
3.	取得者の株式等の移動状況	125
第3	株主の状況	126
	[監査報告書]	128

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月19日
【会社名】	株式会社チームスピリット
【英訳名】	TeamSpirit Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻島 浩司
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号
【電話番号】	03-4577-7510（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 コーポレートディビジョンリーダー 増山 秀信
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号
【電話番号】	03-4577-7510（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 コーポレートディビジョンリーダー 増山 秀信
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 340,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 80,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 72,000,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	400,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成30年7月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成30年8月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち24,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

5. 上記とは別に、平成30年7月19日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式72,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年8月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下、「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年8月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	400,000	340,000,000	184,000,000
計（総発行株式）	400,000	340,000,000	184,000,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年7月19日開催の取締役会決議に基づき、平成30年8月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は400,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年8月14日(火) 至 平成30年8月17日(金)	未定 (注) 4.	平成30年8月21日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年8月2日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年8月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年8月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年8月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年7月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年8月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年8月22日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年8月6日から平成30年8月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 京橋支店	東京都中央区銀座一丁目7番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年8月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	400,000	—

- (注) 1. 平成30年8月2日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年8月13日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
368,000,000	8,000,000	360,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,000円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下、「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額360百万円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限66百万円と合わせて、①商品開発に係る人件費、②営業活動に係る人件費、③広告宣伝費、④その他、採用費、IT関連費等の運転資金に充当する予定であります。具体的には以下を予定しております。

- ①「TeamSpirit」の次世代商品の開発や「TeamSpirit」の競合との差別化を図るための追加機能開発に係る人件費に170百万円 (平成31年8月期70百万円、平成32年8月期100百万円)
- ②営業活動の強化及びお客様の「TeamSpirit」導入支援及びサポートに係る人件費に170百万円 (平成31年8月期70百万円、平成32年8月期100百万円)
- ③当社サービスのデジタルマーケティングやブランディング活動等の実施による知名度向上及び見込客獲得に係る広告宣伝費に35百万円 (平成31年8月期14百万円、平成32年8月期21百万円)
- ④事業規模拡大に伴い増加する管理部門やマーケティング人材の採用費、IT関連費、オフィス関連費用等の運転資金として、上記以外の残額を充当する予定であります。

なお、資金需要が発生し具体的な支出が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年8月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	80,000	80,000,000	埼玉県北本市 荻島 浩司 80,000株
計(総売出株式)	—	80,000	80,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,000円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 8月14日(火) 至 平成30年 8月17日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年8月13日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	72,000	72,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 72,000株
計(総売出株式)	—	72,000	72,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年7月19日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式72,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,000円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 8月14日(火) 至 平成30年 8月17日(金)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である荻島浩司（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年7月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式72,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 72,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年8月30日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年8月2日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年8月13日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年8月22日から平成30年8月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である荻島浩司並びに当社株主である増山秀信、有本陽助、都賢治及びオーバーザレインボー株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年11月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社株主であるDraper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合、salesforce.com, inc.、NVCC 7号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合及びDraper Nexus Partners II, LLCは、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年11月19日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年2月17日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年7月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合、salesforce.com, inc.、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル7号投資事業有限責任組合、Draper Nexus Partners II, LLC）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年 8 月	平成26年 8 月	平成27年 8 月	平成28年 8 月	平成29年 8 月
売上高 (千円)	90,471	169,940	306,374	540,270	772,960
経常損失 (△) (千円)	△90,382	△113,925	△119,320	△138,535	△96,667
当期純損失 (△) (千円)	△90,688	△115,269	△120,060	△138,930	△97,368
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	125,550	125,550	328,050	328,050	463,050
発行済株式総数 (株)					
普通株式	14,250	14,250	14,250	14,250	14,250
A種優先株式	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
B種優先株式	6,150	6,150	6,150	6,150	6,150
C種優先株式	—	—	4,500	4,500	4,500
D種優先株式	—	—	—	—	2,000
純資産額 (千円)	998	△114,246	170,693	31,762	204,394
総資産額 (千円)	143,126	208,360	570,169	529,560	927,130
1株当たり純資産額 (円)	△7,895.58	△12,195.76	△14,278.16	△93.58	△102.58
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△3,582.07	△4,301.08	△4,272.27	△22.19	△15.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	0.7	△54.8	29.9	6.0	22.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△42,601	75,094
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△2,142	△16,123
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△24,440	301,056
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	406,687	766,714
従業員数 (人)	12	14	24	36	50
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(2)	(2)	(5)	(5)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 消費税等の会計処理については、第17期までは税込方式、第18期からは税抜方式を採用しております。

3. 当社は第17期から第21期において、事業拡大に向けた全社的な組織拡充のために積極採用を進めたことにより、営業部門、マーケティング部門、開発部門及びコーポレート部門それぞれの組織において、人件費を始めとして費用が増加したことに加えて、人員増加によるオフィス拡張等の費用が増加した結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
6. 第17期から第21期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
9. 当社は第20期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第17期から第19期までのキャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は年間平均人員を（）内にて外数で記載しております。
11. 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第20期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
12. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
13. 平成30年5月15日付で、定款に基づきすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式について、平成30年5月14日開催の取締役会決議により、平成30年5月15日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
14. 当社は、平成30年5月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
15. 当社は、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月
1株当たり純資産額 (円)	△39.48	△60.98	△71.39	△93.58	△102.58
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△17.91	△21.51	△21.36	△22.19	△15.54
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年 月	事 項
平成8年11月	埼玉県北本市に有限会社デジタルコースト（資本金3,000千円）を設立
平成20年4月	デジタルコースト株式会社へ組織変更
平成22年6月	株式会社セールスフォース・ドットコムとAppExchange（※1）パートナー契約を締結
平成22年11月	株式会社セールスフォース・ドットコムとOEMパートナー契約（※2）を締結
平成22年12月	本店所在地を東京都千代田区麹町二丁目4番地へ移転
平成23年10月	salesforce.com, inc. と資本提携
平成24年4月	働き方改革プラットフォーム「TeamSpirit」のサービス提供を開始
平成24年9月	商号を株式会社チームスピリットへ変更
平成25年12月	本店所在地を東京都中央区八重洲二丁目8番8号へ移転
平成25年12月	プロジェクト原価管理システム「TeamSpirit Leaders」のサービス提供を開始
平成26年10月	本店所在地を東京都中央区京橋二丁目5番18号へ移転
平成28年5月	salesforce.com, inc. より「Salesforce Gold ISV Partner」（※3）に認定
平成29年11月	シンガポールに子会社であるTeamSpirit Singapore Pte. Ltd. を設立
平成30年3月	salesforce.com, inc. より「AppExchange Premier Partner」（※3）に認定

※1. salesforce.com, inc. が提供するビジネス用アプリケーションのマーケットプレイスです。開発者は開発したアプリケーションを公開し、ユーザーはアプリケーションをインストールして利用出来ます。

※2. 開発者はsalesforce.com, inc. から仕入れたクラウドプラットフォーム上にアプリケーションを構築して、ユーザーに対して再販することが出来ます。

※3. salesforce.com, inc. が重要な顧客の成功とパートナーシップの成功を実証したもののみ指定する招待制の特別なパートナーの事です。

3【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社は「すべての人を、創造する人に。」というミッションのもと、SaaS（Software as a Service）（注1）と呼ばれるクラウド上のサービスを通して、働く人と企業の「働き方改革」を推進する顧客サービスを事業として展開しております。当社では、企業向けに勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNS等の従業員が日々利用するアプリケーションをひとつにまとめた「TeamSpirit」やユーザー企業を有償で支援するプロフェッショナルサービスを提供しております。

IoTや人工知能（AI）などを軸とする「第4次産業革命」が社会に大きな変化をもたらしつつあるなか、企業は最新技術を駆使して新たなビジネスモデルや付加価値を創出する「デジタルトランスフォーメーション」（注2）への取り組みに迫られています。ビジネス環境が刻一刻と変化し、かつ国内の生産年齢人口（15歳～64歳）が今後確実に減り続ける社会で企業が成長し続けるためには、既存の組織及びビジネスモデルの根本的な構造改革に挑戦すること、またイノベーションを実現することが必要不可欠です。そのためにまず企業がなすべきことは、社内の間接業務を極力削減し、従業員一人ひとりの時間の使い方・働き方を可視化することで業務を改善することであり、働く人が創造的に時間を使うことでアウトプットの質・量を最大化することだと当社は考えております。その結果、働く一人ひとりが専門能力を發揮し、かつ自律的に連携するプロフェッショナルなチームが作られ、組織として圧倒的な生産性を実現することができます。

当社は「個を強く。チームを強く。」というビジョンのもと、主力サービスとして勤怠管理・工数管理・経費精算などのように従業員が日々利用するアプリケーションをひとつのシステムにまとめ、入社から退社までの活動を記録することで働き方を可視化し、創造的な時間を増やすことで生産性向上を実現するサービス「TeamSpirit」を提供しています。「TeamSpirit」は、従業員が日常的に使用する様々なアプリケーションを一体化した働く人視点の「フロントウェア」（注3）をコンセプトに設計されており、入社から退社まで働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）を収集することで間接業務を効率化するだけでなく、日々の成果を可視化し、チームのコミュニケーションやPDCAサイクルの仕組みに変えるという新しい価値を提供します。

今、「働き方改革」の名の下、企業の生産性向上に大きな注目が集まっています。そのため、単なる労務管理だけではなく、今いる人やチームの活性化に関心を持つお客様からの受注が増加したことにより「TeamSpirit」は平成30年5月末時点で契約社数が932社、契約ライセンス数は129,944人となりました。

なお、当社はSaaS事業の単一セグメントとなります。

(2) 当社商品について

a. 「TeamSpirit」

当社の中核商品で、勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSなど従業員が日々利用するシステムをひとつにまとめたサービスです。インターネット経由で必要な期間利用できる SaaS という形態で提供され、テレワークや在宅勤務など多様で先進的なワークスタイルをサポートします。「勤怠管理、就業管理」の領域においては単なる出退社時刻の記録だけでなく、有給休暇の取得状況・残業時間の推移・36協定の抵触・インターバル時間・必要な休日確保の状況など、近年特にニーズの高い長時間労働の抑制や健康確保措置としての労働時間管理を実現します。また「工数管理・SNS」の領域では、リアルタイムに従業員の働き方を可視化し、トップパフォーマンスの時間や経費の使い方などの行動を分析することで、従業員が生産性高く、生き生きと働くための質の高いコーチングを提供するなど、真の「働き方改革」の実現をサポートします。

「TeamSpirit」のコンセプトは、勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSなど従来は単体で提供されていたシステムが一体化され、入社から退社まで働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）を収集することで実現する「働き方改革プラットフォーム」という新しい価値の提供にあります。従来それぞれのシステムは人事部が担当する給与計算や経理部の行う財務会計、部門毎に必要な原価管理や総務部が取りまとめる各種稟議のように、企業の経営管理を司るERP（注4）などの基幹系システムのオプションとして提供されてきました。しかしその性質上、月次の決算に必要な情報しか登録することができないと認識しています。

「TeamSpirit」は基幹系システムのオプションに当たる機能を従業員視点でひとつにまとめ、ERPから従業員が毎日使うワークフロー機能を分離独立させたフロントウェアとして提供しています。そのため従業員の日々の活動データを「リアルタイム」にかつ「体系的」に中間的なデータベースに格納します。そこから必要なタイミングで基幹系システムにデータを取り込み処理をする業務フローに見直しました。そのため「TeamSpirit」では既存の基幹系システムにアドオンするだけの手軽さで働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）を収集することができます。

「TeamSpirit」は4つのステップで「働き方改革」に関する潜在的なニーズに対するソリューションを提供します。ステップ1は勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSなど従業員が日々行わなければならない業務をひとつのシステムにまとめることで実現する「間接業務の効率化」です。ステップ2は「内部統制の高度化」です。例えば、原価管理の面では、プロジェクト別原価計算を行う際に登録したプロジェク

ト別の工数を「TeamSpirit」で自動集計できるため原価計算の精度が向上します。また、勤怠管理で集計した労働時間を上限とした工数登録のため作業工数の水増しを防止できます。さらに、工数の日次承認機能の利用により、事後的に他プロジェクトへ工数を付替えることが防止できるため、他プロジェクトへの工数付替え等の不正な調整への牽制が可能となり、統制がとれた原価管理が実現できます。労務管理の面では、「TeamSpirit」に入力された情報を活用して、36協定に基づいたレポートの生成が可能であるため、「全社」「部門」「個人」の単位で勤務状況をリアルタイムで可視化・分析できます。そこから得た情報をもとに、課題の抽出や対策の検討・実践・報告が可能であるため、労務管理の統制を実現できます。また交際費やタクシーなどの経費精算を勤務勤怠の勤務表とカレンダーの両方を確認することで業務利用として妥当であるかを判断することもできます。さらに各機能のワークフローが共通化されていることで電子稟議はもちろん残業の許可や経費精算の承認などの決裁権限をシステムに組み込むことができます。ステップ3は「従業員の活性化」です。働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）が体系的に格納されているため、レポート機能で手軽に働き方を可視化でき、この分析から得られた気付きをSNSを使ってコーチングすることで実現します。ステップ4は「生産性向上」です。カレンダーと工数管理の連携で重要なタスクに優先的に取り組むタイムマネジメントによりアウトプットの増大を実現します。このように「TeamSpirit」では「働き方改革」で求められている本質的な問題を解決することができますが、これらすべて各機能が連携しひとつのサービスとして提供されていることで実現されています。

「TeamSpirit」の契約ライセンス数の推移は以下の通りです。

	契約ライセンス数(人)	契約社数(社)
平成24年8月	2,811	34
平成25年8月	11,736	116
平成26年8月	23,691	250
平成27年8月	46,335	423
平成28年8月	71,593	616
平成29年8月	98,900	795
平成30年5月	129,944	932

b. 「TeamSpirit Leaders」

「TeamSpirit」のファミリー製品のひとつで、「TeamSpirit」と組み合わせて使用するプロジェクト原価管理サービスです。主に人が原価となるプロジェクト型のビジネスにおいて、見積を作成するための工数計画を作成することができ、受注後には「TeamSpirit」で登録された工数実績との比較により原価の予実管理を行うことができます。

c. プレミアサポート

当社のサービスは直感的な操作性により、原則としてユーザー企業自ら導入から運用までを実施いただけるようデザインされております。一方で、SaaSの普及に伴いITの基礎知識の少ないお客様による導入事例が増えてまいりました。導入目標日に確実な本稼働を迎えたい、導入に係わる担当者様の負荷を極力抑えたい、運用段階のシステム設定や新規帳票のレイアウト作成の人材が不足しているなどのお客様の課題に対して、高度なIT及び業務スキルをもった当社コンサルタントが、ユーザー企業を有償で支援するサービスを提供しております。

<主な当社商品>

サービス種別	サービス名称	サービス内容
ライセンス	TeamSpirit	勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNS等を一体化したSaaS
	TeamSpirit Leaders	「TeamSpirit」のファミリー製品のひとつで、「TeamSpirit」と組み合わせて使用する、プロジェクト原価管理サービス
プロフェッショナルサービス	プレミアムサポート	顧客の本番稼働や着実な運用のために、担当コンサルタントが実施する有償支援業務

なお、当社は上記商品を直販営業により顧客企業から受注する直販ビジネスを中心としておりますが、一部大企業のお客様向けの販売を目的として、当社からパートナーにサービスを卸し、ユーザー企業に再販でご利用いただく再販パートナーや既存で取引のある顧客を紹介いただく紹介パートナーとの協業がございます。

(3) 当社のビジネスモデルについて

《サブスクリプション型 リカーリングレベニューモデル（注5）による安定性と成長性》

当社の主要サービス「TeamSpirit」は顧客企業に対し、使用した期間に応じたサービス料をユーザー人数分のサブスクリプション（定期購読）として課金する、リカーリングレベニュー（継続収益）方式を採用しています。サブスクリプションが複数年にわたり継続して利用されることで、新規の契約数を解約数が上回らない限り、収益が前年度を上回るという安定性がありながら、高い成長も目指すことができるビジネスモデルです。第22期第3四半期累計期間で当社の売上におけるリカーリングレベニューであるライセンス売上の比率は76%となっています。

収益の安定に重要な契約の継続のために、エンジニア・デザイナー・カスタマーサポートが一丸となって「働く人の創造的な時間を生み出し、チームの力を引き出す」機能を提供すべく定期的なバージョンアップを実施しております。切れ目のない顧客価値向上を実現することで高い継続率の維持の実現を目指しています。また当社では既存のお客様に対する活用促進を行う営業体制を構築しております。そのためファミリー製品を追加で導入いただくなど、今まで既存のお客様から年間の解約を上回るリカーリングレベニューの増加を実現しており、これからも引き続き年間の解約を上回るリカーリングレベニューを獲得出来るよう、努力してまいります。

成長性の実現に重要な新規の受注に関しては、高価なソフトウェアを売り切り型で販売するのではなく月額料金ですぐに利用できることから、受注までの平均商談期間が短縮でき企業規模に関わらず契約数の拡大が可能になると認識しております。無償トライアル利用の機会を提供し導入前に効果を確認していただくことで、安心して導入の意思決定ができ、受注リードタイムの短縮も可能になります。そのため「デロイト トウシュ トーマツ リミテッド 2017年 日本テクノロジー Fast50」において、過去3決算期の収益（売上高）に基づく成長率ベースで50位中8位を受賞したことが示しているように、業界の中でも比較的高い成長性の維持の実現を目指すことができるビジネスモデルであると考えています。

世界のSaaS企業の標準となりつつあるサブスクリプション型 リカーリングレベニューモデルの単一事業であることから経営の安定性と成長性が両立できることに加え、年間の契約金額を一括前払いで回収しているため、キャッシュ・フローの観点で有利なことも当社ビジネスモデルの特徴です。

《シングルソース・マルチテナント形式（注6）による顧客価値の最大化とコストダウン》

当社のサービスは、インターネット経由で必要な機能を必要な分だけ利用できるSaaSという形態で提供されています。当社の主要サービス「TeamSpirit」は平成30年5月末時点で932社の企業に導入されていますが、シングルソース・マルチテナント型を採用することにより、すべてのお客様が共通のソースコードで作られた1種類のアプリケーションを使用しています。日々増加するお客様からの要望にお応えして、年3回の定期メジャーバージョンアップ（4月、8月、12月）を提供するなど、常に機能を強化・拡大させることができるので、お客様にとっての価値を継続的に向上させることができます。さらに開発者はひとつのソースの開発に集中できるので比較的少ないリソース（コスト）で高機能なサービスを開発することが可能です。

さらに当社のサービスは従業員数千名以上の大手企業にもご利用いただいておりますが、仕様が複雑な大規模なお客様であってもアプリケーション本体の改造をせずにシングルソース・マルチテナントで提供できることが技術上、ビジネス上の大きな優位点であると考えています。

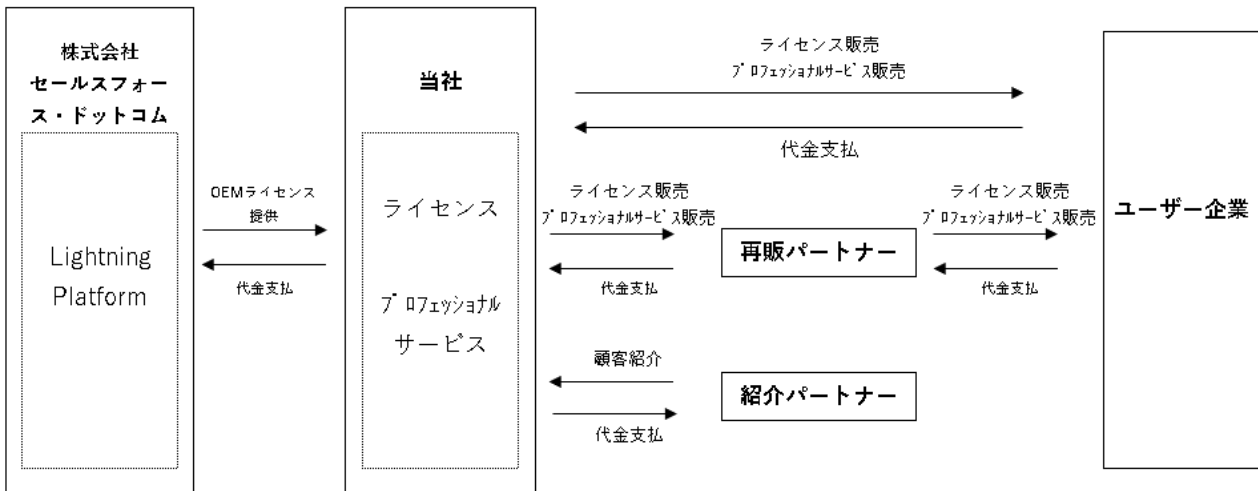
《エンタープライズ企業（注7）に選ばれるSaaS》

当社のSaaSは、パブリッククラウド（注8）で利用できるPaaS（Platform as a Service）（注9）である、salesforce.com, inc.（注10）が運営しているLightning Platform上に構築されております。当社サービスの基盤となるサーバーなどシステム機器の提供・情報セキュリティ対策・バックアップなどの運用は、すべてsalesforce.com, inc.が実施します。そのため株式会社セールスフォース・ドットコムとのOEMパートナー契約（注11）を基に1ライセンスあたり月額課金の仕入が発生する以外、サービス提供に関わる設備投資や運用投資をほぼゼロに抑制することができます。その上、ワークフローやSNSおよびデータ連携機能、レポートやダッシュボードなど分析機能、さらにはAI（機械学習・ディープラーニング）機能やIoTとの接続機能など、システムが使う共通機能もPaaSに実装されています。そのため当社の開発リソースをすべて業務アプリケーションに投下できるメリットがあります。そのことによりサービス改善サイクルを高速化し、SaaSビジネスで最も重要な顧客価値の向上が可能であると考えています。

また世界でユーザー企業15万社以上、1日あたりのトランザクション数40億以上、稼働アプリケーション数500万以上のシステム運用体制を持つsalesforce.com, inc.によるシステム運用実績により、金融機関から国際的に活動するエンタープライズ企業まで安心して当社サービスをご利用いただけるものと考えています。なお当社は本書提出日時点において、salesforce.com, inc.が認定した日本で唯一のAppExchange Premier Partnerです。平成23年に当社との間で資本提携を行うなどsalesforce.com, inc.との良好な関係を構築しております。

- (注) 1 SaaSとは、ソフトウェアをインターネット経由のサービスとして提供することです。
- 2 デジタルトランスフォーメーションとは、情報システムによる業務効率化の域を超え、人工知能（AI）やIoT（Internet of Things）などデジタル技術を活用して新たなビジネスを生み出し、人々の生活をあらゆる面でより良くするという概念のことです。
- 3 フロントウェアとは、企業のバックオフィス（経営管理部門）を中心に利用されているERPから、従来オプションとして提供されていた従業員が使うワークフロー（フロント機能）を分離独立したソフトウェアのことです。
- 4 ERPとは、企業内の経営資源を有効活用するために、生産、販売、物流、会計、人事などの情報を統合的に管理するための情報システムのことです。
- 5 サブスクリプション型 リカーリングレベニューモデルとは、使用した期間に応じたサービス料をユーザー人数分のサブスクリプション（定期購読）として課金するリカーリングレベニュー（継続収益）型ビジネスモデルのことです。
- 6 シングルソース・マルチテナント形式とは、ひとつのシステム環境を複数企業で共同利用することです。
- 7 エンタープライズ企業とは、IT業界における市場や製品カテゴリー区分の一種で、大企業、中堅企業、公的機関などの比較的規模の大きな法人のことを表します。
- 8 パブリッククラウドとは、クラウド上のサービスのうち不特定多数の利用者を対象に広く提供されている形態のことです。特定の利用者を対象として提供される「プライベートクラウド」との対比で用いられます。
- 9 PaaSとは、ソフトウェアを稼働させるための土台となるプラットフォームを、インターネット経由のサービスとして提供することです。
- 10 salesforce.com, inc. とは、米国カリフォルニア州に本社を置く、クラウドコンピューティング・サービスの提供企業です。株式会社セールスフォース・ドットコムは、salesforce.com, inc. の子会社です。
- 11 OEMパートナー契約とは、Lightning Platformを当社ブランド製品に結合して仕入れ販売することができる契約のことです。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

(参考)

第22期の平成29年11月にTeamSpirit Singapore Pte.Ltd. を設立いたしました。現時点では当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年6月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
65(4)	36.2	2.3	7,159

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー・アルバイト) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 最近日までの1年間において、従業員が15名増加しております。主な理由は、事業拡大に向けた全社的な組織拡充のために積極採用を進めたことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第21期事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善に伴う底堅い個人消費により、緩やかな改善基調にありましたが、中国を始めとする新興国の減速や英国の欧州連合からの離脱決定や米国の新政権の経済及び外交政策の金融市場への影響、またテロや紛争等の地政学的リスクの懸念など、経済活動の先行きは依然として不透明な状況にあります。

社会面では、少子高齢化に伴い日本国内の人口は減少局面を迎え、労働人口が減少し、また企業の長時間労働が社会問題化する中で、政府は長い時間をかけて議論した「働き方改革実行計画」を発表しました。また、持続的に成長を続けるためにITを活用した労働生産性の向上や、企業の長時間労働の是正、時間や空間の制約にとらわれないテレワーク、従業員の介護、育児を支援する人事制度、クラウドソーシングや副業といった多様な働き方の実現等の「働き方改革」が、頻繁にメディア報道されて注目を集めております。

このような状況の中、当社は「すべての人を、創造する人に。」というミッションのもと、企業の「働き方改革」を実現するために、「働き方改革」をテーマとした自社イベント「TeamSpirit Day」（平成29年5月開催）などの新規顧客獲得に向けたマーケティング活動、大企業向け販売の強化、商品の機能強化及び新商品の開発を進めてまいりました。その成果として、勤怠管理、就業管理を中心として工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSといった日々の間接業務をクラウドでひとつに集約したクラウドサービスである「TeamSpirit」の受注及びそれに伴うプロフェッショナルサービスの受注が拡大し、当事業年度末における「TeamSpirit」契約ライセンス数は98,900人、契約社数は795社となりました。

この結果、当事業年度におけるライセンス売上高は640百万円、プロフェッショナルサービス売上高は132百万円となり、売上高合計772百万円（前年同期比 43.1%増）となりました。

一方で、中長期の成長に向けた開発人員の増員と次世代商品開発に伴う開発費の増加、営業組織の拡充、オフィス増床等に伴うコスト増により、営業損失は102百万円（前事業年度は営業損失137百万円）、経常損失は96百万円（前事業年度は経常損失138百万円）、当期純損失は97百万円（前事業年度は当期純損失138百万円）となりました。

なお、当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第22期第3四半期累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日）

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、企業業績の回復に伴う株価の好調、雇用・所得の改善が継続しております。世界経済は米国経済を中心に堅調に推移しておりますが、海外の政策動向や地政学的リスクの懸念などによる国際情勢の不安定な状況は依然として続いております。

当社の経営環境としましては、日本の労働人口が減少局面を迎え、持続的な成長を続けるためにITを活用した労働生産性の向上や、企業の長時間労働の是正、従業員のライフプランやワークライフバランスを支援する人事制度及び勤務制度、クラウドソーシングや副業容認などの多様な働き方の実現等の「働き方改革」が、頻繁にメディア報道などで注目を集めております。

このような状況の中で当社は、「すべての人を、創造する人に。」というミッションのもと、企業の「働き方改革」を実現するために、平成30年2月に開催され、特別協賛として参加したイベント「CESS働き方改革実現会議2018（主催：社団法人働き方改革コンソーシアム）」での発信や、Webマーケティング活動の強化、大口の新規顧客獲得に向けた営業活動の強化、既存商品の機能強化及び次世代商品開発等に取り組むとともに、将来を見据えての海外市場調査も引き続き進めております。その結果、勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSといった日々の間接業務をひとつに集約したクラウドサービスである「TeamSpirit」の受注が拡大し、契約ライセンス数は平成30年5月末時点で129,944人、契約社数は932社となりました。

上記の結果、当第3四半期累計期間におけるライセンス売上高は675百万円、プロフェッショナルサービス売上高は210百万円となり、売上高は886百万円となりました。開発人員及び営業人員の採用を積極的に行い、人員拡充によるコストが増加し、営業利益は72百万円、経常利益は72百万円、四半期純利益は49百万円となりました。

なお、当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

第21期事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は766百万円となり、前事業年度末と比較して360百万円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、75百万円（前事業年度は42百万円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純損失の計上96百万円、受注拡大に伴い、前渡金が16百万円、繰延収益が163百万円それぞれ増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、16百万円（前事業年度は2百万円の使用）となりました。これは主に、敷金の差入による支出18百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、301百万円（前事業年度は24百万円の使用）となりました。これは、株式の発行による収入270百万円、長期借入れによる収入50百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出18百万円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第21期事業年度及び第22期第3四半期累計期間における販売実績をサービス別に示すと次のとおりであります。

サービスの名称	第21期事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)		第22期第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
ライセンス	640,740	142.2	675,484
プロフェッショナルサービス	132,219	147.2	210,780
合計	772,960	143.1	886,265

- (注) 1. 当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。
2. 最近2事業年度及び第22期第3四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

《ミッション》「すべての人を、創造する人に。」

すべての人が創造性を発揮し、人の数だけ世界を変えていく。

チームスピリットは、変化を巻き起こす機会を創る会社であり続けます。

《ビジョン》「個を強く。チームを強く。」

一人ひとりの挑戦するチカラに加速力をもたらし、一人ひとりが主人公となって動く。

強い「個の集団」が生まれ、あらゆる壁を超えていく世の中を実現します。

《コアバリュー》

Customer-Success

お客様の成功を唯一の判断基準にする。

Progress

光速で失敗し、光速で進化する。

Innovation

スケールを超えた発想で、無から有を生む。

Creation

意図的に昨日を壊し、意志を込めて明日を創る。

当社はこのようなミッション、ビジョン、コアバリューにより「働く人の創造的な時間を生み出し、チームの力を引き出すエンパワーメント」を基本方針として、「お客様の成功」を判断基準として経営しております。

《経営方針》

今、デジタルトランスフォーメーションという大きな波が押し寄せています。これはITを活用した単なる業務の効率化ではなく、デジタル技術を駆使したサービス業へと業態転換することを意味します。多くの企業においては、今まで獲得したスキルや組織構造ではテクノロジーの急速な変化に追いつくことができず、また無意識のうちに蓄積して化石化してしまった常識が新しい挑戦の邪魔することがあります。しかし当社は、時代の変化に対応し、勝ち抜くことが全ての企業にとって喫緊の課題だと考えております。

当社自身、創業当時の受託型ビジネスから現在のSaaSビジネスへ完全に切り替えるという「強烈な変化」を体験しました。その経験から、真の創造性とは、立ち止まることなく、意図的に昨日を壊し常に変化し続けるなかから生まれることに気がつきました、この激しく変化する時代に挑戦する鍵である「変化を恐れるのではなく、自ら変化を創り出す」ことが当社経営方針の根幹です。

また、提供するサービスは当社の力だけでできているわけではありません。機能を向上するための気付きとなる日々のお客様からいただく要望と利用料に支えられています。当社が安定的に事業を持続・拡大でき、従業員の創造性とチーム力でSaaSとして日々進化し続けられるのも、株主の皆様のご支援があるからです。お客様の成功が当社従業員の成長につながり、当社の成長が株主への利益還元につながり、それがまた新たなお客様の成功に貢献していく、この持続的成長を実現することこそが、当社経営の基本方針です。

(2) 目標とする経営指標

当社のSaaS事業は、サブスクリプション型 リカーリングレベニューモデルであるため、契約ライセンス数、契約ライセンス数の増加率及び解約率を意識することで、営業キャッシュ・フローを最大化させることにより、結果として売上高及び利益の成長を実現し、継続的な企業価値の向上と株主への利益還元を目指します。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

我が国では、少子高齢化により人口は減少局面を迎え、労働力人口が減少していく中で日本経済が持続的に成長を続けるためには、労働生産性の向上が不可欠であると考えております。政府は平成29年3月に「働き方改革実行計画」を発表し、生産性の向上や長時間労働の是正、多様な働き方の実現などを進める方針を示しました。また、平成30年第196回国会に提出され、平成30年6月29日に成立した働き方改革関連法案では残業時間の上限規制や、正社員と非正規の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」、高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「脱時間給制度（高度プロフェッショナル制度）」の導入を柱とし、年次有給休暇取得促進策、勤務間インターバル制度の普及促進などを盛り込むなど日本の労働慣行は大きな転換点を迎えていると考えております。そのため、今後益々健康確保措置としての労働時間管理や、テレワークの実現など、多様な働き方を支えるための新たなソリューションの重要性が増すものと考えております。

一方で、「働き方改革」を実現するためのツールやソリューションの業界標準は、まだ確立されているとは言えません。例えば、現行の労働基準法において使用者は従業員の労働時間の管理義務が課せられており、多くの企業は勤怠・就業管理システムを導入していますが、近年の企業の違法な長時間労働の実態から、これまでのような形式的な出退勤時刻の記録ではもはや不十分で、実態の労働時間の把握や働いている状況を可視化するソリューションが必要になると考えております。また、企業の働き方への取り組みの期待値が高まっていく中で、欧米に対して生産性が低いと言われるサービス業やホワイトカラーにおける労働の質や生産性の可視化及び改善を可能にするソリューションが求められると考えております。

このような状況の中で、当社は「働き方改革」を実現するためのツールやソリューションの市場が急拡大すると考えており、幅広い業種や規模の企業の「働き方改革」の実現に貢献するべく、当社商品の「働き方改革プラットフォーム」機能を強化し、営業活動を拡大してまいりたいと考えております。

(4) 会社の対処すべき課題

当社が事業を展開している「働き方改革市場」、「エンタープライズ向けSaaS」、「サブスクリプション型 リカーリングレベニューモデル」は今後も益々需要が拡大するものと予測されますが、一方で市場の拡大に対する当社の普及率の拡大は不十分であると認識しております。当社のさらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

①優秀な人材の確保と組織力の強化

日本では数少ないシングルソース・マルチテナントによる自社開発によるSaaS事業を展開していることから、現時点でも優秀なエンジニア、営業、サポート要員が集まる環境が実現できております。一方で、「働き方改革市場」は急拡大しており、その中でさらなるシェア拡大は急務であると認識しております。そのためには、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。当社は積極的に採用活動を行うとともに適正な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めてまいりたいと考えております。

②当社サービスの知名度の向上

当社は本書提出日時点において、salesforce.com, inc. が認定した日本で唯一の AppExchange Premier Partner であり、日本で数少ないエンタープライズ企業向けSaaSの提供に先進的に取り組んでまいりました。そのためクラウド・IT業界では一定の知名度は構築できたものと考えております。しかしながら今、大きく注目を集めている「働き方改革」や「生産性向上」、さらには「SaaS」に関わる潜在市場に対する普及の度合いは十分ではないと認識しております。今後の事業拡大を図るにあたり、当社の「働き方改革プラットフォーム」のコンセプトを見込み客となる企業に対してより一層認知させていくためには、積極的な営業活動及びPRを中心としたマーケティング活動の強化により「働き方改革市場」におけるフロントランナーとしてナンバーワンのポジションを確立し、顧客層を拡大していくことが重要であると考えております。

③働く人のビッグデータを活用する新サービスのリリース

「働き方改革」への対応は益々重要となり、その論点は残業の上限規制から生産性向上へと変わっていくことが予想されます。当社ではこの動きに対応して継続的な機能向上に努めています。一方で「TeamSpirit」に蓄積された働く人の活動に関する基礎情報(ビッグデータ)による真の「働き方改革」ソリューションの提供は不十分であると認識しております。今後さらなる事業拡大を図るために、「AI×ビッグデータ」を活用して人的リスクの予兆検知、社内の業務改善、組織／人材の活性化など「働き方改革」に貢献できる、魅力的な商品を開発するように努めてまいります。

④グローバルな事業展開の促進

SaaSの特徴として利用する時と場所を選ばないことがあげられます。当社は「TeamSpirit」をグローバルで利用可能な製品として開発しており、既に外資系企業の日本進出や日系企業が海外に進出する場合のサポートツールとして利用実績が多数あります。今後はこの流れを一步進めて海外における利用企業を増やすべく海外への展開を進めてまいります。現在のところ、アジア太平洋市場を主なターゲットとした市場調査を行っており、工数管理や経費精算などを中心とした機能拡充や日本企業の海外法人の従業員の働き方の可視化などの情報収集や、シンガポール子会社の体制整備など、海外展開を加速させていく方針であります。

⑤Salesforceプラットフォームへの過度な依存の解消

当社が顧客に提供しているアプリケーションは、資本提携があり関連当事者（主要株主の子会社）である株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するクラウドプラットフォーム（Lightning Platform）上に構築されております。世界的に見てエンタープライズ企業向けのクラウドプラットフォームとしてSalesforceは最有力と考えており、今後もその環境を活用したビジネスの拡大が重要であると認識しています。そのため当社は、本書提出日時点において、salesforce.com, inc. が認定した日本で唯一の AppExchange Premier Partnerとなるなど株式会社セールスフォース・ドットコムのパートナーとして良好な関係を構築しております。一方で、今後Salesforce以外の強力な企業向けクラウドプラットフォームが登場した場合には、積極的にそちらを活用したビジネス展開を行う方針であります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、經理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営環境の変化について

当社のSaaS事業は、企業を主要顧客としております。当社アプリケーションは、勤怠管理など顧客企業の従業員が毎日必ず使用する機能を提供しており、今後の国内外の経済情勢や景気動向等の理由があってもすぐに契約が解約される性質の商品ではないため安定的な収益を見込んでおりますが、顧客企業のIT投資マインドが減退するような場合には、当社の新規契約数が鈍化する可能性など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウド市場の動向について

当社が事業を展開するクラウド市場は急速な成長を続けております。当社はこの市場成長傾向は継続するものと見込んでおり、その中で一定のシェアを獲得するべく、商品や営業組織の拡充を図っております。しかしながら、国内外の経済情勢や景気動向等の理由により、予期しないクラウド市場の成長が鈍化するような場合には、当社の新規契約数が鈍化する可能性など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株式会社セールスフォース・ドットコムに関するリスク

当社が顧客に提供しているアプリケーションは、資本提携があり関連当事者（主要株主の子会社）である株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するクラウドプラットフォーム（Lightning Platform）上に構築されております。なお、同社との契約における解除条項は以下のとおり定められておりますが、現状で解除条項に抵触していません。

- ・相手方が本契約の重大な違反をして、違反のない当事者からの書面の通知の受領後30日以内に、その違反を是正しなかった場合。
- ・特定の四半期において、当社の有効なユーザー合計数が25%以上減少し、さらにその後2ヶ月連続して10%以上減少した場合。
- ・相手方に、解約しようとする当事者の直接競合者による支配権の変更があった場合。
- ・相手方が、破産又は、支払不能、管財人による財産管理、清算、債権者への財産譲渡に関するその他の手続の申し立ての対象となった場合。

また、現状では株式会社セールスフォース・ドットコムに日本からの撤退の予定はなく、今後の契約関係も安定して継続する見込みであります。しかしながら、同社の経営戦略の変更により日本でのLightning Platformの提供が廃止・停止となった場合、Lightning Platformの機能に障害が発生して当社アプリケーションに影響が生じた場合、Lightning Platformの競争優位性が失われた場合、Lightning Platform利用料（当社のプラットフォーム仕入価格）の引上げを要求された場合、同社とのOEMパートナー契約の解除事由に抵触し契約解除された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 営業活動に関するリスク

当社はこれまでに、クラウド市場や「働き方改革市場」の拡大などを背景として事業の拡大をしてまいりました。今後は、より幅広い業種や事業規模の企業との契約を増やしていく予定でございますが、商談日数の長期化や段階的な導入などにより、売上計上時期が変動し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 当社想定を上回る解約が生じるリスク

当社のSaaS事業は、SaaSと呼ばれるサブスクリプション型 リカーリングレベニューモデルであるため、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っております。しかしながら、平成24年4月の「TeamSpirit」販売開始から約6年が経過し、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。予算及び経営計画には、将来の解約を見込んでおりますが、当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 新規契約数の季節変動について

当社の売上は顧客企業の人事及びIT予算により構成されるため、当社の新規契約時期は顧客企業の予算策定スケジュール、システム刷新計画、人事部門の繁忙期などの影響を受けます。また、既存顧客から人員増加による追加契約時期については顧客企業での増員が見込まれる多くの顧客企業の年度末である3月末前後に増加する傾向が見られます。したがって、季節に依らず契約数が推移する業種に比べて、当社の場合は事業年度の下半期に増加が見られるほか、契約の獲得件数の変動が大きく下振れ幅が顕著な場合には、当社の財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 競合について

当社が提供する勤怠管理や経費精算等のソリューションにおいては、大手・中小問わず競合企業が存在しておりますが、当社商品はそれら単一機能を提供することに止まらず、勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSといった日々の業務遂行に必要な機能をひとつに集約することで、従業員が働いている「今の様子」をリアルタイムに可視化することに優れているなど「働き方改革プラットフォーム」としての差別化をしております。しかしながら、競合企業の技術力の向上や予期しないサービスの登場などにより競争が激化する場合には、当社の新規契約数が鈍化する可能性や既存契約先の解約数が増加する可能性など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 単一事業であることのリスク

当社の売上は、「TeamSpirit」並びにその関連サービスで構成されており、単一事業となっております。国内の少子化や人口減少により、生産性向上のための「働き方改革市場」領域におけるシステムの刷新需要の成長傾向は継続するものと見込んでおりますが、当該市場の成長が鈍化するような場合、事業環境の変化等への対応が適切でない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 海外展開について

当社は、平成29年11月に海外子会社（シンガポール）を設立し、今後のグローバルな事業展開に向けた調査を進めてまいりの方針であります。一方、現地の法令、制度・規制、社会情勢等のカントリーリスクが顕在化し、円滑な事業展開を行うことが困難になった場合、当社の経営成績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(10) 人材の確保について

当社が開発するサービスは、従業員（エンジニア）の技術力に拠るところが大きく、優秀なエンジニアを安定的に確保することが重要と認識しております。当社は継続的に従業員の採用及び教育を行っておりますが、従業員の採用及び教育が計画通りに進まないような場合や人材流出が進むような場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟について

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客等から当社が提供するサービスの不備、当社が提供するアプリケーションの不具合、個人情報漏洩等により、訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権に係る方針について

当社は、販売する商品の名称につき、商標登録を行っており、将来展開を計画している商品についても商標権の取得を目指す方針であります。当社の保有する知的財産権を保護するために細心の注意を払うと共に、他社の知的財産権を侵害しないように顧問弁護士等と連携し必要な措置を講じてまいります。ただし、当社の知的財産権の侵害や当社の他社侵害を把握しきれずに、何らかの法的措置等が発生した場合、当社の事業活動及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) システムトラブルについて

当社が顧客に提供しているアプリケーションは、クラウドという特性上、インターネットを経由して行われており、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。当社はシステムトラブルを最大限回避すべく、企業向けクラウドプラットフォームとして信頼されているSalesforceプラットフォーム（Lightning Platform）上にアプリケーションを構築しております。しかしながら、自然災害及び事故等による予期しえないトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こるような場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 重大な不具合について

当社が提供するアプリケーションは、開発計画から本番リリースに至るまでの開発プロセスが定められております。顧客へ提供する前に、厳しい品質チェックを行った上で本番リリースしておりますが、顧客へ提供後に重大な不具合（バグ等）が生じ、補修等追加コストの発生や信用の失墜、損害賠償責任が発生した場合、当社の事業活動及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 情報管理体制について

当社では、業務に関連して多数の顧客企業の情報資産を取り扱っております。情報セキュリティ基本方針を策定し、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施する等、情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 内部管理体制の構築について

当社は、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。今後は人材採用及び育成を行うこと等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長である荻島浩司は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。当社の事業展開において事業戦略策定や、業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。当社は、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図ることにより、同氏への過度な依存の脱却に努めておりますが、現時点においては、未だに同氏に対する依存度は高いと考えております。今後、何らかの理由により同氏の当社業務遂行が困難になる場合には、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 過年度の経営成績および税務上の繰越欠損金について

当社は、第17期から第21期において、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、平成29年8月31日現在において税務上の繰越欠損金が575百万円存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であり、将来の税額を減額することができます。今後の税制改正の内容によっては、納税負担額を軽減できない可能性もあります。また、繰越欠損金が解消された場合、通常の税率に基づく法人税等が発生し、当社の経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(19) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。第21期事業年度の配当につきましては、経常損失及び当期純損失を計上したこと、及び財務体質の強化のため無配とさせていただきます。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用してまいりたいと考えておりますが、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

(20) 株主構成について

本書提出日現在において、当社発行済株式総数6,910,000株のうち、計2,936,600株は、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下、「VC等」という。）が所有しており、VC等が保有する当社株式の公募増資前の発行済株式総数に対する割合は42.5%と高い水準となっております。一般にVC等による未公開企業の株式所有目的は、株式公開後に売却を行いキャピタルゲインを得ることです。今回当社が計画している株式上場後において、VC等が所有する当社株式を市場にて売却した場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社では、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は11.5%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上、重要な契約は以下の通りであります。

相手方の名称	契約締結日	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社セールスフォース・ドットコム	平成22年6月8日	AppExchange パートナー基本契約書	開発したアプリケーションをAppExchange（注）に公開するための契約	自 平成22年6月8日 至 平成23年6月7日 1年毎の自動更新あり
株式会社セールスフォース・ドットコム	平成22年11月12日	OEMパートナー契約書	Lightning Platformの仕入契約	自 平成22年11月9日 至 平成25年11月8日 1年毎の自動更新あり

(注) salesforce.com, inc. が提供するビジネス用アプリケーションのマーケットプレイスです。開発者は開発したアプリケーションを公開し、ユーザーはアプリケーションをインストールして利用出来ます。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第21期事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

当事業年度末における総資産は927百万円となり、前事業年度末と比較して397百万円の増加となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は856百万円となり、前事業年度末と比較して372百万円の増加となりました。これは主に、受注拡大に伴う現金及び預金の増加357百万円、前渡金の増加16百万円によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は70百万円となり、前事業年度末と比較して25百万円の増加となりました。これは主に、敷金の増加18百万円、建物附属設備の増加5百万円によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は581百万円となり、前事業年度末と比較して216百万円の増加となりました。これは主に、受注拡大に伴う繰延収益の増加163百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加23百万円、未払費用の増加11百万円、未払金の増加8百万円、未払法人税等の増加3百万円によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は140百万円となり、前事業年度末と比較して8百万円の増加となりました。これは、長期借入金の増加8百万円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は204百万円となり、前事業年度末と比較して172百万円の増加となりました。これは、株式発行による資本金の増加135百万円、資本準備金の増加135百万円があった一方で、当期純損失の計上による利益剰余金の減少97百万円によるものであります。

第22期第3四半期累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日）

当第3四半期会計期間末における総資産は1,098百万円となり、前事業年度末と比較して171百万円の増加となりました。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は1,005百万円となり、前事業年度末と比較して149百万円の増加となりました。これは主に、受注拡大に伴う現金及び預金の増加120百万円があったことによるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産は92百万円となり、前事業年度末と比較して22百万円の増加となりました。これは主に、投資その他の資産の増加20百万円によるものであります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は716百万円となり、前事業年度末と比較して134百万円の増加となりました。これは主に、契約数の増加による繰延収益の増加121百万円によるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債は110百万円となり、前事業年度末と比較して30百万円の減少となりました。これは、長期借入金の返済によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は272百万円となり、前事業年度末と比較して68百万円の増加となりました。これは、新株予約権の行使による資本金の増加9百万円及び資本剰余金の増加9百万円、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加49百万円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第21期事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

(売上高)

当事業年度の売上高は、772百万円となり、前事業年度と比較して232百万円の増加となりました。これは主に、マーケティング活動の強化および営業組織の拡充により新規顧客開拓に努めた結果、ライセンス受注ペースが堅調に推移したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、294百万円となり、前事業年度と比較して77百万円の増加となりました。これは主に、ライセンス販売拡大に伴うプラットフォーム仕入の増加によるものであります。

この結果、売上総利益は478百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は、580百万円となり、前事業年度と比較して119百万円の増加となりました。これは主に、組織拡充に伴う給与手当の増加73百万円、地代家賃の増加9百万円等によるものであります。

この結果、営業損失は102百万円（前事業年度は137百万円の営業損失）となりました。

(営業外損益、経常損失)

営業外収益は、7百万円となり、前事業年度と比較して6百万円の増加となりました。これは主に、協賛金収入の増加7百万円によるものであります。

この結果、経常損失は96百万円（前事業年度は138百万円の経常損失）となりました。

(特別損益、当期純損失)

特別損益については、該当事項はありません。法人税、住民税及び事業税を0百万円計上しております。

この結果、当期純損失は、97百万円（前事業年度は138百万円の当期純損失）となりました。

第22期第3四半期累計期間（自平成29年9月1日 至平成30年5月31日）

（売上高）

当第3四半期累計期間の売上高は、886百万円となりました。これは主に、マーケティング活動の強化および営業組織の拡充により新規顧客開拓に努めた結果、大口の新規顧客獲得等によりライセンス受注ペースが堅調に推移したことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当第3四半期累計期間の売上原価は、346百万円となりました。これは主に、ライセンス販売拡大に伴いプラットフォーム仕入が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は539百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、467百万円となりました。これは主に、人員の増加による人件費の増加、イベントの開催やWebマーケティングによる広告宣伝費を計上したことによるものであります。

この結果、営業利益は72百万円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当第3四半期累計期間の営業外収益は、0百万円となりました。これは主に、業務受託収入の計上によるものであります。営業外費用は、1百万円となりました。これは主に、支払利息の計上によるものであります。

この結果、経常利益は72百万円となりました。

（特別損益、四半期純利益）

当第3四半期累計期間の特別損益については、該当事項はありません。法人税、住民税及び事業税を23百万円計上しております。

この結果、四半期純利益は、49百万円となりました。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要（2）キャッシュ・フロー」に記載しております。

（5）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

（6）経営戦略の現状と見通し

当社は「すべての人を、創造する人に。」というミッションのもと、事業を展開してまいりました。

働き方改革プラットフォームとしての「TeamSpirit」を中心に置きながら、幅広い規模や業種の企業に対して適応できるように、商品開発、営業活動の強化などの事業施策に取り組んでまいります。

（7）経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長を遂げるためには、さまざまな課題に対処することが必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、次世代商品開発による競合との差別化を推進し、さらなる事業拡大を図ってまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第21期事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

当事業年度において実施した設備投資等の総額は、8,921千円であります。これは主に、人員数増加に対応するためのオフィス増床に伴う工事及び什器等の購入によるものであります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第22期第3四半期累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日）

当第3四半期累計期間において実施した設備投資等の総額は、3,885千円であります。これは主に、人員数増加に対応するためのオフィス増床に伴う工事及び什器等の購入によるものであります。また、当第3四半期累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	事務所等	10,464	4,696	15,161	50(5)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は、39,462千円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員数（パートタイマー・アルバイト）の年間平均人員であります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年6月30日現在）

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,640,000
計	27,640,000

- (注) 1. 平成30年5月14日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 当社は、平成30年5月14日の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は同日付で31,025株増加し、81,050株に変更しております。
3. 当社は、平成30年4月12日開催の取締役会及び平成30年5月14日開催の臨時株主総会の決議により、平成30年5月16日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は27,558,950株増加し、27,640,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,910,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	6,910,000	—	—

- (注) 1. 平成30年5月15日付で、当社定款に基づきすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。
- また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、平成30年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年5月15日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は、6,875,450株増加し、6,910,000株となっております。
3. 平成30年5月14日開催の臨時株主総会決議により、平成30年5月16日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権（平成24年5月30日開催の臨時株主総会決議に基づく平成24年5月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年6月30日)
新株予約権の数（個）	2,000	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000（注）1	180,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	14,000（注）2	70（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月1日 至 平成33年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 14,000 資本組入額 7,000	発行価格 70 資本組入額 35 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通り。

①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または監査役もしくは従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

②新株予約権の割当を受けた者が当社の取引先の場合は、新株予約権の行使時において、当社の取引先であることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由と認める場合は、この限りではない。

③対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

④新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②第2回新株予約権（平成24年11月14日開催の臨時株主総会決議に基づく平成25年2月26日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,250	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250(注)1	200,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	100(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成27年3月1日 至平成34年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 100 資本組入額 50 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通り。

①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

②対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③第3回新株予約権（平成25年1月31日開催の臨時株主総会決議に基づく平成25年2月26日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年6月30日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注)1	20,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	100(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成27年3月1日 至 平成34年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 100 資本組入額 50 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通り。

- ①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取引先の場合は、新株予約権の行使時において、当社の取引先であることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由と認める場合は、この限りではない。
- ②対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④第4回新株予約権（平成26年2月6日開催の臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年6月30日）
新株予約権の数（個）	250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	250（注）1	50,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000（注）2	100（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月13日 至 平成33年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 100 資本組入額 50 （注）6
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

2. 新株予約権の行使価額の調整が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下、「行使価額調整式」）をもって調整する。ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。また、（注）3の①から③までに掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。
- ③ 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
- ④ 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当りの額とする。
- ⑤ 行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
3. 行使価額調整式により、行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。
- ① 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

③ 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

4. (注)3の①から③までに掲げる事由のほか次の①から③に該当する場合は、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届出したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

② ①のほか会社の発行済株式数(自己株式数を除く。)の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合で、その新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

5. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

6. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 本該新株予約権は、当社が、平成26年2月13日に株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」)の制度融資である、新事業育成資金(新株予約権付融資)を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものであります。

(1)原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である荻島浩司氏(以下、「荻島氏」)又は同氏が公庫に対して斡旋した者(当社を含む)に売却するものとする。この場合には、上場日以後1ヵ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を起算日として14日以内に売却するものとする。ただし、当社において本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。

(2)損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにも拘らず、当社が株式公開を申請しない場合には、(1)の定めに拘らず、公庫は、本新株予約権を荻島氏又は同氏が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。

(3)当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めに拘らず、公庫は荻島氏と協議のうえ、本新株予約権を荻島氏又は同氏が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。

(4)上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、荻島氏又は同氏が公庫に対して斡旋した者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、荻島氏と協議の上公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。

(5)本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。

$$\text{売買価格} = (\text{株式の時価} - \text{行使価額}) \times \text{本新株予約権の行使により発行すべき株式数}$$

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は荻島氏と協議の上、売買価格を決めることができる。

8. 公庫は、荻島氏の資産管理会社であるオーバザレインボー株式会社との間で、公庫が所有する当社新株予約権250個(新株予約権の目的となる株式の数50,000株)の譲渡に関して、平成30年7月3日付で売買予約契約を締結しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、平成30年8月13日に決定する予定の株式公開時の公開価格を基準として決定する予定であり、譲渡予定日は平成30年9月頃となります。

⑤第5回新株予約権（平成25年11月26日開催の定時株主総会決議に基づく平成26年3月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年6月30日)
新株予約権の数(個)	250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250(注)1	50,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	100(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成28年4月1日 至平成35年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 100 資本組入額 50 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通り。

①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役又は従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社並びに当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

②対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥第6回新株予約権（平成25年11月26日開催の定時株主総会決議に基づく平成26年11月18日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年6月30日)
新株予約権の数(個)	310	160
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	310(注)1	32,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	100(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月19日 至 平成35年11月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 100 資本組入額 50 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通り。

①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

②対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑦第7回新株予約権（平成27年5月1日開催の臨時株主総会決議に基づく平成27年11月19日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年6月30日)
新株予約権の数(個)	600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1	120,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90,000(注)2	450(注)2、7
新株予約権の行使期間	自 平成29年11月20日 至 平成36年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000	発行価格 450 資本組入額 225 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通り。

①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

②対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予

約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注) 2 で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

7. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑧第8回新株予約権（平成28年8月3日開催の臨時株主総会決議に基づく平成28年8月17日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年6月30日)
新株予約権の数(個)	600	550
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1	110,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90,000(注)2	450(注)2、7
新株予約権の行使期間	自 平成30年8月19日 至 平成37年8月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000	発行価格 450 資本組入額 225 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通り。

①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

②対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予

約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注) 2 で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

7. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑨第9回新株予約権（平成29年8月16日開催の臨時株主総会決議に基づく平成29年11月15日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年6月30日)
新株予約権の数(個)	—	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	30,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	675(注)2、7
新株予約権の行使期間	—	自平成31年11月16日 至平成38年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 675 資本組入額 337.5 (注)7
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注)4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)6

(注) 1. 普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりとする。

①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

②対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場

合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

7. 平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年11月28日 (注) 1	B種優先株式 6,150	普通株式 14,250 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150	61,500	125,550	61,500	115,550
平成27年5月18日 (注) 2	C種優先株式 3,326	普通株式 14,250 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 3,326	149,670	275,220	149,670	265,220
平成27年5月19日 (注) 3	C種優先株式 649	普通株式 14,250 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 3,975	29,205	304,425	29,205	294,425
平成27年5月20日 (注) 4	C種優先株式 525	普通株式 14,250 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500	23,625	328,050	23,625	318,050
平成29年8月28日 (注) 5	D種優先株式 1,151	普通株式 14,250 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 1,151	77,692	405,742	77,692	395,742

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年8月29日 (注) 6	D種優先株式 849	普通株式 14,250 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 2,000	57,307	463,050	57,307	453,050
平成29年9月4日 (注) 7	普通株式 1,250	普通株式 15,500 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 2,000	9,500	472,550	9,500	462,550
平成30年5月15日 (注) 8	普通株式 19,050	普通株式 34,550 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 2,000	—	472,550	—	462,550
平成30年5月15日 (注) 9	A種優先株式 △6,400 B種優先株式 △6,150 C種優先株式 △4,500 D種優先株式 △2,000	普通株式 34,550	—	472,550	—	462,550
平成30年5月16日 (注) 10	普通株式 6,875,450	普通株式 6,910,000	—	472,550	—	462,550

(注) 1. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先 ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合
SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合
NVCC6号投資事業有限責任組合

発行価格 20,000円

資本組入額 10,000円

2. 有償第三者割当増資によるものであります。
 - 割当先 Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合
 - 発行価格 90,000円
 - 資本組入額 45,000円
3. 有償第三者割当増資によるものであります。
 - 割当先 salesforce.com, inc.
Draper Nexus Partners II, LLC
 - 発行価格 90,000円
 - 資本組入額 45,000円
4. 有償第三者割当増資によるものであります。
 - 割当先 NVCC 7号投資事業有限責任組合
 - 発行価格 90,000円
 - 資本組入額 45,000円
5. 有償第三者割当増資によるものであります。
 - 割当先 Draper Nexus Partners II, LLC
ニッセイ・キャピタル7号投資事業有限責任組合
SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合
salesforce.com, inc.
 - 発行価格 135,000円
 - 資本組入額 67,500円
6. 有償第三者割当増資によるものであります。
 - 割当先 Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合
 - 発行価格 135,000円
 - 資本組入額 67,500円
7. 新株予約権の行使による増加であります。
8. 平成30年5月15日付で、当社定款に基づきすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。
9. 自己株式となったA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の消却によるものであります。
10. 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	6	2	—	5	13	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	28,884	10,216	—	30,000	69,100	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	41.80	14.78	—	43.42	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,910,000	69,100	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,910,000	—	—
総株主の議決権	—	69,100	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権 (平成24年5月30日開催の臨時株主総会決議に基づく平成24年5月30日取締役会決議)

決議年月日	平成24年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 1 当社従業員 4 当社取引先 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の権利行使、放棄による権利の喪失、当社取引先の入社により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、監査役1名、従業員5名となっております。

② 第2回新株予約権 (平成24年11月14日開催の臨時株主総会決議に基づく平成25年2月26日取締役会決議)

決議年月日	平成25年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 第3回新株予約権（平成25年1月31日開催の臨時株主総会決議に基づく平成25年2月26日取締役会決議）

決議年月日	平成25年2月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取引先 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 第5回新株予約権（平成25年11月26日開催の定時株主総会決議に基づく平成26年3月25日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員6名となっております。

⑤ 第6回新株予約権（平成25年11月26日開催の定時株主総会決議に基づく平成26年11月18日取締役会決議）

決議年月日	平成26年11月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥ 第7回新株予約権（平成27年5月1日開催の臨時株主総会決議に基づく平成27年11月19日取締役会決議）

決議年月日	平成27年11月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑦ 第8回新株予約権（平成28年8月3日開催の臨時株主総会決議に基づく平成28年8月17日取締役会決議）

決議年月日	平成28年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の当社取締役及び当社子会社の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、当社子会社の取締役1名、従業員4名となっております。

⑧ 第9回新株予約権（平成29年8月16日開催の臨時株主総会決議に基づく平成29年11月15日取締役会決議）

決議年月日	平成29年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式 (平成28年9月1日～平成29年8月31日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 2,000	—

(注) 平成30年5月15日付で、当社定款に基づきすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。

また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、平成30年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年5月15日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式	—	—	6,400 (注) 1	—
	B種優先株式	—	—	6,150 (注) 2	—
	C種優先株式	—	—	4,500 (注) 3	—
	D種優先株式	—	—	2,000 (注) 4	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—	—
保有自己株式	—	—	—	—	—

- (注) 1. 平成30年5月14日開催の取締役会決議により、5月15日付で当該A種優先株式をすべて消却しております。
 2. 平成30年5月14日開催の取締役会決議により、5月15日付で当該B種優先株式をすべて消却しております。
 3. 平成30年5月14日開催の取締役会決議により、5月15日付で当該C種優先株式をすべて消却しております。
 4. 平成30年5月14日開催の取締役会決議により、5月15日付で当該D種優先株式をすべて消却しております。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

株主への利益配分については、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。

内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことが出来る旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	荻島 浩司	昭和35年 5月20日生	昭和57年4月 日幸興産株式会社 入社 昭和58年4月 アイ・エヌ・エス株式会社 入社 平成8年10月 有限会社ネットウェイ設立 代表取締役 平成8年11月 当社設立 代表取締役（現任） 平成23年8月 オーバーザレインボー株式会社設立 代表取締役（現任）	(注) 3	2,650,000 (注) 5
取締役 副社長	コーポレートデ イビジョンリー ダー	増山 秀信	昭和45年 12月6日生	平成5年4月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成11年7月 日本アーンスト&ヤングコンサルティング株式会社 入社 平成13年10月 株式会社サンブリッジ 入社 平成23年8月 当社 取締役（現任）	(注) 3	150,000
取締役	サービスディベ ロップメントデ イビジョンリー ダー	有本 陽助	昭和37年 10月3日生	昭和61年4月 アイ・エヌ・エス株式会社 入社 平成10年12月 有限会社アールジー 入社 平成17年9月 エイケア・システムズ株式会社 入社 平成19年10月 当社 入社 平成23年7月 当社 取締役（現任）	(注) 3	100,000
取締役	ソリューション セールス&サー ビスディビジョ ンリーダー	宮原 一成	昭和51年 3月14日生	平成10年4月 マイクロソフト株式会社（現日本マイクロソフト株式会社）入社 平成28年2月 当社 入社 平成29年11月 当社 取締役（現任）	(注) 3	—
取締役 (注) 1	—	都 賢治	昭和34年 11月14日生	昭和58年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 平成元年3月 都会計事務所（現税理士法人アルタス）所長 平成2年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役（現任） 平成4年9月 株式会社グロービス 取締役 平成8年4月 有限会社ケーエスパートナーズ 代表取締役 平成15年9月 株式会社マクロミル 監査役 平成18年12月 株式会社アイスタイル 監査役（現任） 平成23年3月 トレンダーズ株式会社 監査役（現任） 平成23年7月 当社 取締役（現任） 平成24年8月 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 平成25年6月 株式会社グロービス 監査役（現任） 平成27年11月 税理士法人アルタス 代表社員（現任）	(注) 3	100,000
取締役 (注) 1	—	倉林 陽	昭和49年 6月25日生	平成9年4月 富士通株式会社入社 平成15年1月 三井物産株式会社入社 平成21年5月 Globespan Capital Partners 入社 平成23年5月 株式会社セールスフォース・ドットコム 入社 平成27年3月 Draper Nexus Venture Partners Managing Director（現任） 平成27年5月 当社 取締役（現任） 平成30年2月 株式会社マネーフォワード 取締役（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (注) 2	—	高安 雄治	昭和44年 4月12日生	平成5年4月 井上斉藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成16年9月 高安雄治公認会計事務所設立 所長(現任) 平成27年11月 当社 監査役(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	伊藤 雅浩	昭和46年 10月13日生	平成8年5月 アンダーセンコンサルティング(現アクセ ンチュア株式会社) 入社 平成12年10月 スカイライトコンサルティング株式会社入 社 平成20年12月 弁護士登録 平成21年1月 弁護士法人 内田・鯨島法律事務所 入所 平成22年12月 株式会社waja 監査役(現任) 平成23年9月 当社 監査役(現任) 平成24年3月 株式会社ウェブレッジ監査役 平成26年6月 株式会社ソフィアホールディングス監査役 (現任) 平成27年6月 情報技術開発株式会社 監査役(現任) 平成29年12月 シティライツ法律事務所パートナー就任 (現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	中森 真紀子	昭和38年 8月18日生	昭和62年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成3年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法 人) 入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成9年7月 中森公認会計士事務所 所長(現任) 平成12年8月 日本オラクル株式会社 監査役 平成18年12月 株式会社アイスタイル 監査役(現任) 平成20年8月 日本オラクル株式会社 取締役 平成22年3月 株式会社グローバルダイニング 監査役 平成23年9月 株式会社ジュイド(現株式会社ロコンド) 監査役 平成23年12月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査 役(現任) 平成25年6月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取 締役(現任) 平成25年6月 株式会社ネクスト(現株式会社LIFULL) 監 査役(現任) 平成27年11月 当社 監査役(現任)	(注) 4	—
計						3,000,000

- (注) 1. 取締役都賢治及び倉林陽は、社外取締役であります。
2. 監査役高安雄治、伊藤雅浩及び中森真紀子は、社外監査役であります。
3. 平成30年5月14日の臨時株主総会の終結の時から、平成31年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成30年5月14日の臨時株主総会の終結の時から、平成33年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長荻島浩司の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるオーバーザレインボー株式会社が保有する株式数も含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

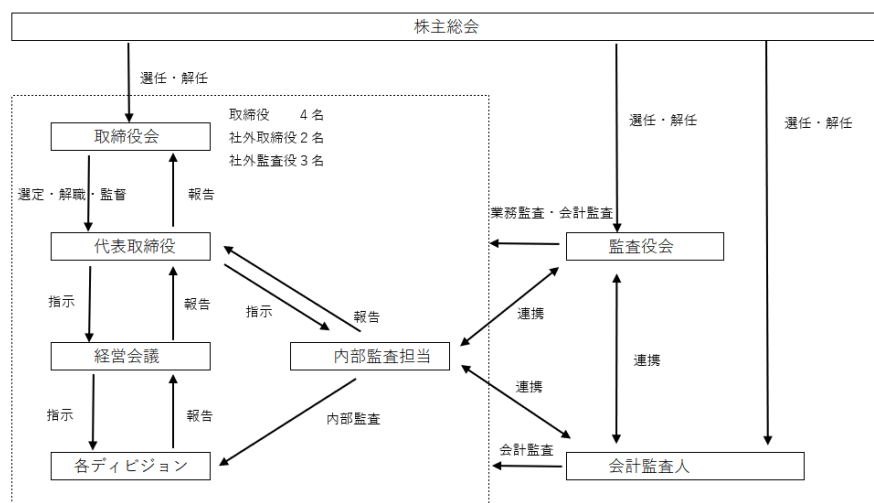
当社は、当社サービスの利用者、株主を含めた全てのステークホルダーの利益を重視し、長期的かつ継続的に企業価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題であると認識しております。

当該認識の下、当社の取締役、監査役、従業員は、それぞれの役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識向上を図るとともに、企業規模の拡大に合わせて、適正な経営組織体制を整備運用して参ります。

① 企業統治の体制

当社の業務の意思決定・執行及び監査についての体制は、下図のとおりであります。

当社は、会社法関連法令に基づき、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社制を採用しております。



イ. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役の職務の執行を監督しております。社外取締役として多くの会社役員の実務経験や投資ファンドの実務経験を有する人材を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 監査役及び監査役会

監査役会は、監査役3名(全員が社外監査役であり、うち1名は常勤監査役)により構成され、毎月1回開催しております。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役会へ出席するとともに、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

また、会計監査人の会計監査の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性の確保に努めております。

なお、監査役高安雄治及び中森真紀子は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役伊藤雅浩は、弁護士資格を有し、企業法務に関する専門知識・経験を有しております。

ハ. 経営会議

経営会議は、取締役(社外取締役を除く)、常勤監査役で構成されており、原則として月1回開催しております。会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図っております。

ニ. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置していませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

② 内部統制システムの整備状況

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定められた職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。
 - b. 「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
 - c. 「コンプライアンス規程」に基づき、委員長は代表取締役社長とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識を涵養する活動を推進しております。
 - d. 「コンプライアンス規程」に基づき、社内外組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社内外の通報窓口につながる「ホットライン」制度を設けております。
- ロ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響（損失）を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとします。
 - b. リスク情報等は、取締役会及び経営会議等を通じて各ディビジョンリーダーより取締役及び監査役に対して報告を行うものとします。
 - c. 不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとします。
 - d. 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとします。
- ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。
- ニ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 経営会議は月に1回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。
 - b. 取締役は、代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき職務を執行しております。
 - c. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めております。
- ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社及び当社子会社に共通する管理は、コーポレートディビジョンが統括します。
 - b. 子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。
 - c. 内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査役会と連携します。
- ヘ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
 - b. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、業務及び業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - c. 監査役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ト. その他監査役監の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役は、社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとします。
 - b. 監査役は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うと共に、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとします。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとします。
 - c. 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有するものとします。
 - d. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合には、速やかに当該費用の支払いを行うものとします。

チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。
- b. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

リ. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

反社会的勢力・団体・個人に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行われず、一切の関わりを持たないことを基本方針としております。「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」に基づき、取引等の一切の関係を遮断すると共に、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処するものとします。

③ リスク管理体制の整備状況

イ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、災害、情報、財務報告虚偽記載、健康、人事、社内不正、サービス、契約、法令違反、知的財産、協力会社など事業を取り巻く様々なリスクに対して、的確な管理・実践が可能になるようにリスク管理規程を制定しており、リスクマネジメントの実践を通じて事業の継続・安定的発展を確保することとしております。代表取締役をリスク管理の最高責任者とし、コーポレートディビジョンリーダーがリスク管理担当者としてこれを補佐することとし、当社の役職員は事業のリスクに相当程度の影響(損失)を与えるリスクを発見・特定するものとし、リスクに関する情報を発見・入手したときは、正確かつ迅速にリスク管理担当者に連絡し、経営会議に報告することとしております。

ロ. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、健全かつ適切な経営及び業務執行を図るには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠と考えております。当社は代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性、公平性、健全性を確保するため、また社会規範、企業倫理に反する行為を防止、是正、また全役職員に倫理意識を涵養し、正義を貫く企業風土を醸成する活動の推進をしております。

ハ. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者該当し、取得、収集した個人情報の漏洩等は当社の信用力の著しい低下に直結することから、個人情報保護基本規程および同規程に基づく情報セキュリティ管理規程を制定し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに、全役職員を対象とした演習を実施して個人情報の適正管理に努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能率の向上及び業績の進展に関する助言を行っております。当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、内部監査担当として社長の命を受けた内部監査担当が、各ディビジョンに対して業務監査を実施しております。また、内部監査担当が所属するディビジョンについては、他ディビジョンに所属する内部監査担当が業務監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しております。なお、内部監査担当者は2名であります。

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。

監査役と内部監査担当は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。さらに、内部監査担当と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果についてミーティングを実施しております。このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

⑤ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は齊藤直人氏及び飯塚徹氏であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。また、監査業務にかかる補助者の構成は公認会計士5名その他15名であります。また、監査役と会計監査人は、監査報告等の定期的な会合を通じて連携を持ちながら、効率的な監査を行っております。なお、継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

⑥ 社外取締役と社外監査役の関係

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の都賢治は、社外取締役・社外監査役として多くの会社社員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社株式100,000株を所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の倉林陽は、当社に出資しているDraper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合及びDraper Nexus Partners II, LLCの無限責任組合員であるDraper Nexus Venture Partners II, LLCのメンバーであり、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験やSaaSビジネスに関する深い見識により、当社の経営に貴重なご意見頂ける方として選任しております。なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の高安雄治は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の伊藤雅浩は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社新株予約権100個（20,000株）を所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の中森真紀子は、公認会計士としての専門的知見、上場会社での社外取締役や社外監査役を努める等幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会を構成する取締役2名を社外取締役とするほか、監査役3名のうち3名を社外監査役とする事で経営への監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

⑦ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(平成29年8月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	44,194	44,194	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	1,800	1,800	—	—	1
社外監査役	7,200	7,200	—	—	3

(注) 1. 上記には無報酬の取締役1名を除いております。

2. 上記①に記載した取締役の員数は本書届出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の額

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

⑧ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主
が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、解任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数
を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし
て、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1
以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けて
おり、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約
を、社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項
に定める最低責任限度額としております。

⑬ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を
することができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑭ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得するこ
とができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするた
め、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,000	—	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）及び当事業年度（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年9月1日から平成30年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 連結財務諸表について
当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。
- (2) 四半期連結財務諸表について
「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。
なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.6%
売上高基準	0.0%
利益基準	△0.7%
利益剰余金基準	0.0%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、外部研修の受講等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	409,691	766,714
売掛金	8,579	6,775
前渡金	48,345	64,378
前払費用	17,867	18,877
その他	41	91
貸倒引当金	△57	△117
流動資産合計	484,467	856,719
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	5,919	12,427
減価償却累計額	△1,310	△1,962
建物附属設備（純額）	4,608	10,464
工具、器具及び備品	4,720	7,134
減価償却累計額	△1,534	△2,437
工具、器具及び備品（純額）	3,185	4,696
有形固定資産合計	7,794	15,161
無形固定資産		
ソフトウェア	167	102
商標権	65	43
無形固定資産合計	232	146
投資その他の資産		
破産更生債権等	39	39
長期前払費用	686	462
敷金	36,371	54,622
その他	7	18
貸倒引当金	△39	△39
投資その他の資産合計	37,065	55,102
固定資産合計	45,092	70,410
資産合計	529,560	927,130

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,023	5,592
1年内返済予定の長期借入金	8,544	31,544
未払金	12,831	21,218
未払費用	36,251	47,888
未払法人税等	955	4,362
繰延収益	277,104	440,772
預り金	3,510	4,491
賞与引当金	10,181	9,844
その他	11,659	16,230
流動負債合計	365,062	581,944
固定負債		
長期借入金	132,735	140,791
固定負債合計	132,735	140,791
負債合計	497,797	722,735
純資産の部		
株主資本		
資本金	328,050	463,050
資本剰余金		
資本準備金	318,050	453,050
資本剰余金合計	318,050	453,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△614,337	△711,705
利益剰余金合計	△614,337	△711,705
株主資本合計	31,762	204,394
純資産合計	31,762	204,394
負債純資産合計	529,560	927,130

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	886,795
売掛金	16,767
前渡金	85,367
その他	17,257
貸倒引当金	△290
流動資産合計	1,005,896
固定資産	
有形固定資産	17,348
無形固定資産	81
投資その他の資産	
その他	75,413
貸倒引当金	△20
投資その他の資産合計	75,393
固定資産合計	92,823
資産合計	1,098,720

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年5月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	5,709
未払法人税等	30,454
繰延収益	561,834
賞与引当金	2,796
その他	115,390
流動負債合計	716,185
固定負債	
長期借入金	110,000
固定負債合計	110,000
負債合計	826,185
純資産の部	
株主資本	
資本金	472,550
資本剰余金	462,550
利益剰余金	△662,565
株主資本合計	272,534
純資産合計	272,534
負債純資産合計	1,098,720

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
売上高	540,270	772,960
売上原価	216,818	294,588
売上総利益	323,451	478,372
販売費及び一般管理費	※1 461,186	※1 580,633
営業損失(△)	△137,734	△102,261
営業外収益		
協賛金収入	500	7,800
受取手数料	142	—
為替差益	109	3
その他	121	22
営業外収益合計	873	7,826
営業外費用		
支払利息	1,493	1,356
株式交付費	180	875
営業外費用合計	1,674	2,231
経常損失(△)	△138,535	△96,667
特別損失		
固定資産除却損	※2 104	—
特別損失合計	104	—
税引前当期純損失(△)	△138,640	△96,667
法人税、住民税及び事業税	290	701
法人税等合計	290	701
当期純損失(△)	△138,930	△97,368

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)		当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		73,005	33.7	96,485	32.8
II 経費	※	143,812	66.3	198,102	67.2
当期売上原価		216,818	100.0	294,588	100.0

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
プラットフォーム仕入 (千円)	113,493	163,907

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)
売上高	886,265
売上原価	346,355
売上総利益	539,910
販売費及び一般管理費	467,099
営業利益	72,810
営業外収益	
業務受託収入	370
その他	54
営業外収益合計	424
営業外費用	
支払利息	939
その他	136
営業外費用合計	1,076
経常利益	72,158
税引前四半期純利益	72,158
法人税、住民税及び事業税	23,018
法人税等合計	23,018
四半期純利益	49,140

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	328,050	318,050	318,050	△475,406	△475,406	170,693	170,693
当期変動額							
当期純損失（△）				△138,930	△138,930	△138,930	△138,930
当期変動額合計	—	—	—	△138,930	△138,930	△138,930	△138,930
当期末残高	328,050	318,050	318,050	△614,337	△614,337	31,762	31,762

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	328,050	318,050	318,050	△614,337	△614,337	31,762	31,762
当期変動額							
新株の発行	135,000	135,000	135,000			270,000	270,000
当期純損失（△）				△97,368	△97,368	△97,368	△97,368
当期変動額合計	135,000	135,000	135,000	△97,368	△97,368	172,631	172,631
当期末残高	463,050	453,050	453,050	△711,705	△711,705	204,394	204,394

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△138,640	△96,667
減価償却費及びその他の償却費	4,285	2,312
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	97	59
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,910	△336
受取利息及び受取配当金	△48	△4
支払利息	1,493	1,356
固定資産除却損	104	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,630	1,803
前渡金の増減額 (△は増加)	△14,785	△16,033
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,954	1,569
繰延収益の増減額 (△は減少)	89,619	163,667
その他	14,731	19,054
小計	△40,907	76,782
利息及び配当金の受取額	48	4
利息の支払額	△1,451	△1,401
法人税等の支払額	△290	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△42,601	75,094
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,003	—
定期預金の払戻による収入	3,003	3,004
有形固定資産の取得による支出	△2,135	△208
敷金の差入による支出	—	△18,908
その他	△7	△11
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,142	△16,123
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	50,000
長期借入金の返済による支出	△24,440	△18,944
株式の発行による収入	—	270,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,440	301,056
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△69,184	360,026
現金及び現金同等物の期首残高	475,871	406,687
現金及び現金同等物の期末残高	※ 406,687	※ 766,714

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

4. 収益の計上基準

(1) ライセンス

契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。

(2) プロフェッショナルサービス

契約に基づく役務の提供が完了した時点又はサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

4. 収益の計上基準

(1) ライセンス

契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。

(2) プロフェッショナルサービス

契約に基づく役務の提供が完了した時点又はサービス提供期間にわたって収益を認識しております。なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成29年8月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28%、当事業年度33%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72%、当事業年度67%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
役員報酬	49,504千円	53,194千円
給与手当	151,980	225,664
広告宣伝費	53,851	57,797
賞与引当金繰入額	10,181	9,844

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
工具、器具及び備品	104千円	一千円
計	104	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	14,250	—	—	14,250
A種優先株式	6,400	—	—	6,400
B種優先株式	6,150	—	—	6,150
C種優先株式	4,500	—	—	4,500
合計	31,300	—	—	31,300
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
B種優先株式	—	—	—	—
C種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,250	—	—	14,250
A種優先株式	6,400	—	—	6,400
B種優先株式	6,150	—	—	6,150
C種優先株式	4,500	—	—	4,500
D種優先株式（注）	—	2,000	—	2,000
合計	31,300	2,000	—	33,300
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
B種優先株式	—	—	—	—
C種優先株式	—	—	—	—
D種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（注）D種優先株式の増加は、第三者割当増資によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
現金及び預金	409,691千円	766,714千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△3,004	—
現金及び現金同等物	406,687	766,714

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、不動産賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び敷金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	409,691	409,691	—
(2) 売掛金	8,579		
貸倒引当金(※1)	△57		
	8,521	8,521	—
資産計	418,213	418,213	—
(1) 未払費用	36,251	36,251	—
(2) 長期借入金(※2)	141,279	144,765	3,486
負債計	177,530	181,016	3,486

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年8月31日)
敷金	36,371

敷金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	409,691	—	—
売掛金	8,579	—	—
合計	418,271	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,544	6,584	5,137	4,214	116,800	—

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、不動産賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び敷金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	766,714	766,714	—
(2) 売掛金	6,775		
貸倒引当金(※1)	△117		
	6,658	6,658	—
資産計	773,372	773,372	—
(1) 未払費用	47,888	47,888	—
(2) 長期借入金(※2)	172,335	174,242	1,907
負債計	220,223	222,131	1,907

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年8月31日)
敷金	54,622

敷金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	766,714	—	—
売掛金	6,775	—	—
合計	773,490	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	31,544	19,777	4,214	116,800	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名 当社従業員 4名 当社取引先 2名	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取引先 1名	当社取引先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株	普通株式 1,250株	普通株式 100株	普通株式 250株
付与日	平成24年6月1日	平成25年3月1日	平成25年3月1日	平成26年2月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年6月1日 至 平成33年5月31日	自 平成27年3月1日 至 平成34年2月28日	自 平成27年3月1日 至 平成34年2月28日	自 平成26年2月13日 至 平成33年1月31日

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名	当社従業員 1名	当社取締役 1名	当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 425株	普通株式 310株	普通株式 600株	普通株式 600株
付与日	平成26年4月1日	平成26年11月19日	平成27年11月20日	平成28年8月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成35年3月31日	自 平成28年11月19日 至 平成35年11月18日	自 平成29年11月20日 至 平成36年11月19日	自 平成30年8月19日 至 平成37年8月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年5月16日付で株式分割(普通株式1株につき200株の割合)を実施しておりますが、分割前の株式数で換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・ オプション)	第2回新株予約権 (ストック・ オプション)	第3回新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回新株予約権 (ストック・ オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	2,000	1,250	100	250
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	2,000	1,250	100	250

	第5回新株予約権 (ストック・ オプション)	第6回新株予約権 (ストック・ オプション)	第7回新株予約権 (ストック・ オプション)	第8回新株予約権 (ストック・ オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	250	310	—	—
付与	—	—	600	600
失効	—	—	—	—
権利確定	250	—	—	—
未確定残	—	310	600	600
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	250	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	250	—	—	—

(注) 平成30年5月16日付で株式分割（普通株式1株につき200株の割合）を実施しておりますが、分割前の株式数で換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・ オプション)	第2回新株予約権 (ストック・ オプション)	第3回新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回新株予約権 (ストック・ オプション)
権利行使価格 (円)	14,000	20,000	20,000	20,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第5回新株予約権 (ストック・ オプション)	第6回新株予約権 (ストック・ オプション)	第7回新株予約権 (ストック・ オプション)	第8回新株予約権 (ストック・ オプション)
権利行使価格 (円)	20,000	20,000	90,000	90,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成30年5月16日付で株式分割(普通株式1株につき200株の割合)を実施しておりますが、分割前の権利行使価格で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式価値は、類似会社比準方式及びDCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式の併用方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

303,200 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

— 千円

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名 当社従業員 4名 当社取引先 2名	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取引先 1名	当社取引先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株	普通株式 1,250株	普通株式 100株	普通株式 250株
付与日	平成24年6月1日	平成25年3月1日	平成25年3月1日	平成26年2月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年6月1日 至 平成33年5月31日	自 平成27年3月1日 至 平成34年2月28日	自 平成27年3月1日 至 平成34年2月28日	自 平成26年2月13日 至 平成33年1月31日

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名	当社従業員 1名	当社取締役 1名	当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 425株	普通株式 310株	普通株式 600株	普通株式 600株
付与日	平成26年4月1日	平成26年11月19日	平成27年11月20日	平成28年8月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成35年3月31日	自 平成28年11月19日 至 平成35年11月18日	自 平成29年11月20日 至 平成36年11月19日	自 平成30年8月19日 至 平成37年8月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年5月16日付で株式分割（普通株式1株につき200株の割合）を実施しておりますが、分割前の株式数で換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・ オプション)	第2回新株予約権 (ストック・ オプション)	第3回新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回新株予約権 (ストック・ オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	2,000	1,250	100	250
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	2,000	1,250	100	250

	第5回新株予約権 (ストック・ オプション)	第6回新株予約権 (ストック・ オプション)	第7回新株予約権 (ストック・ オプション)	第8回新株予約権 (ストック・ オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	310	600	600
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	310	—	—
未確定残	—	—	600	600
権利確定後 (株)				
前事業年度末	250	—	—	—
権利確定	—	310	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	250	310	—	—

(注) 平成30年5月16日付で株式分割（普通株式1株につき200株の割合）を実施しておりますが、分割前の株式数で換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・ オプション)	第2回新株予約権 (ストック・ オプション)	第3回新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回新株予約権 (ストック・ オプション)
権利行使価格 (円)	14,000	20,000	20,000	20,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第5回新株予約権 (ストック・ オプション)	第6回新株予約権 (ストック・ オプション)	第7回新株予約権 (ストック・ オプション)	第8回新株予約権 (ストック・ オプション)
権利行使価格 (円)	20,000	20,000	90,000	90,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成30年5月16日付で株式分割(普通株式1株につき200株の割合)を実施しておりますが、分割前の権利行使価格で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式価値は、類似会社比準方式及びDCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式の併用方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

544,400千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

— 千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年8月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	205千円
ソフトウェア	2,374
繰越欠損金	176,538
賞与引当金	3,141
未払費用	1,357
その他	2,737
繰延税金資産 小計	186,355
評価性引当額	△186,355
繰延税金資産 合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.86%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（平成29年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年8月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,133千円
ソフトウェア	30,876
繰越欠損金	176,202
賞与引当金	3,038
未払費用	1,816
その他	2,705
繰延税金資産 小計	215,772
評価性引当額	△215,772
繰延税金資産 合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ライセンス	プロフェッショナル サービス	合計
外部顧客への売上高	450,441	89,829	540,270

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ライセンス	プロフェッショナル サービス	合計
外部顧客への売上高	640,740	132,219	772,960

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の 子会社	株式会社 セールス フォース・ ドットコム	東京都 千代田区	400,000	クラウドア プリケーシ ョン及びク ラウドプラ ットフォー ムの提供	—	当社が提 供するサ ービスの プラット フォーム の仕入先	プラットフォーム の仕入 (注) 2	113,493	買掛金	1,652
									前渡金	48,345
							IT関連費 (注) 2	9,311	前払費用	5,431
							協賛金収入 (注) 2	500	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. プラットフォームの仕入価格については、当社と株式会社セールスフォース・ドットコム間で締結しているOEMパートナー契約に基づき決定しております。

その他の取引について、独立の第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	荻島 浩司	—	—	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 41.5 間接 0.8	債務 被保証	当社銀行借入に 対する債務被保 証 (注) 2	31,279	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は期末借入金残高を記入しております。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の 子会社	株式会社 セールス フォース・ ドットコム	東京都 千代田区	400,000	クラウドア プリケーシ ョン及びク ラウドプラ ットフォー ムの提供	—	当社が提供 するサービ スのプラッ トフォー ムの仕入先	プラット フォー ムの仕入 (注) 2	163,907	買掛金	2,584
									前渡金	64,378
主要株主	salesforce .com, inc.	米国 サンフラン シスコ州	9,753百万 ドル	クラウドア プリケーシ ョン等の提 供	(被所有) 直接14.6	出資	第三者割当 増資 (注) 3	25,920	—	—
	Draper Nexus Technology Partners2 号投資事業 有限責任組 合	東京都 千代田区	—	投資事業	(被所有) 直接15.7	出資	第三者割当 増資 (注) 3	114,615	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. プラットフォームの仕入価格については、当社と株式会社セールスフォース・ドットコム間で締結しているOEMパートナー契約に基づき決定しております。
3. 第三者割当増資は、当社が行った増資を1株135,000円で引き受けたものであります。発行価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）を基に総合的に勘案して算定された価格であります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	荻島 浩司	—	—	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 39.0 間接 0.8	債務 被保証	当社銀行借入に 対する債務被保 証 (注) 2	62,335	—	—

- (注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は期末借入金残高を記入しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
1株当たり純資産額	△93.58円	△102.58円
1株当たり当期純損失金額(△)	△22.19円	△15.54円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
当期純損失金額(△)(千円)	△138,930	△97,368
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失金額(△)(千円)	△138,930	△97,368
普通株式の期中平均株式数(株)	6,260,000	6,263,918
(うち普通株式数(株))	2,850,000	2,850,000
(うちA種優先株式数(株))	1,280,000	1,280,000
(うちB種優先株式数(株))	1,230,000	1,230,000
(うちC種優先株式数(株))	900,000	900,000
(うちD種優先株式数(株))	—	3,918
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類(新株予約権5,360個)これらの詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権8種類(新株予約権5,360個)これらの詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	31,762	204,394
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	617,600	887,600
（うちA種優先株式） (千円)	89,600	89,600
（うちB種優先株式） (千円)	123,000	123,000
（うちC種優先株式） (千円)	405,000	405,000
（うちD種優先株式） (千円)	—	270,000
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△585,837	△683,205
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (株)	6,260,000	6,660,000
（うち普通株式数 (株)）	2,850,000	2,850,000
（うちA種優先株式数 (株)）	1,280,000	1,280,000
（うちB種優先株式数 (株)）	1,230,000	1,230,000
（うちC種優先株式数 (株)）	900,000	900,000
（うちD種優先株式数 (株)）	—	400,000

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

(子会社の設立)

当社は、平成29年9月19日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおりシンガポールに子会社を設立することを決議しました。

1. 子会社設立の目的

当社は、中長期的な視野から当社の更なる成長を図るために、海外のクラウド市場への進出が重要であると考えており、アジア太平洋市場を牽引するシンガポールに進出し、同市場を主なターゲットとした市場調査及び販売網の拡大を図る方針であります。

2. 子会社の概要

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 商号 | TeamSpirit Singapore Pte. Ltd. |
| (2) 所在地 | シンガポール共和国 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 中野 剛 |
| (4) 資本金 | 100,000シンガポールドル |
| (5) 事業内容 | 「TeamSpirit」の販売及びサポート |
| (6) 設立年月日 | 平成29年11月20日 |
| (7) 株主構成 | 当社100.0% |

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成29年11月15日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行いたしました。

割当日	平成29年11月16日
新株予約権の数(個)	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135,000(注)2
新株予約権の行使期間	自平成31年11月16日 至平成38年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 135,000 資本組入額 67,500
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1. 普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

発行日後に当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりとする。

①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社の取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

②対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点

において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)
減価償却費	1,763千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日）

当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	7.11円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	49,140
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	49,140
普通株式の期中平均株式数(株)	6,910,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数150個)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	5,919	6,507	—	12,427	1,962	651	10,464
工具、器具及び備品	4,720	2,414	—	7,134	2,437	903	4,696
有形固定資産計	10,639	8,921	—	19,561	4,400	1,554	15,161
無形固定資産							
ソフトウェア	324	—	—	324	221	64	102
商標権	217	—	—	217	174	21	43
無形固定資産計	541	—	—	541	395	86	146
長期前払費用	2,055	—	—	2,055	1,368	224	686

(注) 長期前払費用の当期末残高には、1年以内に費用となるべき部分の前払費用への振替額が224千円含まれておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	8,544	31,544	1.69	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	132,735	140,791	0.72	平成30年～平成33年
合計	141,279	172,335	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	19,777	4,214	116,800	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	97	117	—	57	156
賞与引当金	10,181	9,844	10,181	—	9,844

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」欄の金額は洗替えによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	766,714
小計	766,714
合計	766,714

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
NECソリューションイノベータ株式会社	2,073
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	1,107
株式会社電通	648
学校法人東京理科大学	463
日本技術貿易株式会社	369
その他	2,114
合計	6,775

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
8,579	61,239	63,043	6,775	90.3	45.7

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 前渡金

相手先	金額 (千円)
株式会社セールスフォース・ドットコム	64,378
合計	64,378

② 固定資産

イ. 敷金

相手先	金額 (千円)
株式会社第一ビルディング	54,356
その他	265
合計	54,622

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社駅探	2,760
株式会社セールスフォース・ドットコム	2,584
株式会社アイエスピー	216
その他	32
合計	5,592

ロ. 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社三井住友銀行	30,564
株式会社日本政策金融公庫	980
合計	31,544

ハ. 未払費用

区分	金額 (千円)
給与	30,083
社会保険料	6,177
役員報酬	4,432
賞与	2,522
労働保険料	2,390
その他	2,281
合計	47,888

ニ. 繰延収益

区分	金額 (千円)
ライセンス及びプロフェッショナルサービス利用料	440,772
合計	440,772

③ 固定負債

イ. 長期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社日本政策金融公庫	115,000
株式会社三井住友銀行	25,791
合計	140,791

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注）2.
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。</p> <p>なお、電子公告は当社Webサイト上に掲載しております。</p> <p>（URL https://www.teamspirit.co.jp）</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨を定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 9月30日	みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 川端 雅一	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Draper Nexus Partners II, LLC General Partner Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Tetsujiro Nakagaki	55 East Third Avenue, San Mateo, CA, USA	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	A種優先株式 46	4,140,000 (90,000) (注) 5	ファンド満期到来による譲渡
同上	みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 川端 雅一	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Draper Nexus Technology Partners 2号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Tetsujiro Nakagaki	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	A種優先株式 604	54,360,000 (90,000) (注) 5	ファンド満期到来による譲渡
同上	みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 川端 雅一	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	NVCC 7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 主一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	A種優先株式 200	18,000,000 (90,000) (注) 5	ファンド満期到来による譲渡
同上	サンブリッジ・スタートアップス有限責任事業組合 株式会社サンブリッジグローバルベンチャーズ 職務執行者 平石 郁生	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	NVCC 7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 主一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	A種優先株式 250	22,500,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情及び資本政策による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 1月27日	Draper Nexus Partners II, LLC General Partner Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	55 East Third Avenue, San Mateo, CA, USA	特別利害 関係者等 (大株主上位 10名)	Draper Nexus Technology Partners 2号 投資事業有限 責任組合 無 限責任組合員 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	東京都千代 田区丸の内 一丁目5番 1号	特別利害 関係者等 (大株主上位 10名)	A種優先株式 17 C種優先株式 116	11,970,000 (90,000) (注) 5	所有者 の事情 及び資 本政策 による
平成29年 8月30日	みずほキャピ タル第3号投 資事業有限責 任組合 無限 責任組合員 みずほキャピ タル株式会社 代表取締役社 長 齊藤 肇	東京都千代 田区内幸町 一丁目2番 1号	—	salesforce.c om, inc. chairman & CEO Marc Benioff	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	特別利害 関係者等 (大株主上位 10名)	A種優先株式 50	6,750,000 (135,000) (注) 5	ファン ド満期 到来に よる譲 渡
同上	NVCC 6号投資 事業有限責任 組合 無限責 任組合員 日 本ベンチャー キャピタル株 式会社 代表取締役社 長 奥原 圭一	東京都千代 田区丸の内 二丁目4番 1号	特別利害 関係者等 (大株主上位 10名)	salesforce.c om, inc. chairman & CEO Marc Benioff	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	特別利害 関係者等 (大株主上位 10名)	A種優先株式 1,050	141,750,000 (135,000) (注) 5	ファン ド満期 到来に よる譲 渡
同上	サンブリッ ジ・スタート アップス有限 責任事業組合 員 株式 会社ドリーム ビジョン 職 務執行者 平 石 郁生	東京都目黒 区碑文谷五 丁目3番4 号	特別利害 関係者等 (大株主上位 10名)	Draper Nexus Technology Partners 2号 投資事業有限 責任組合 無 限責任組合員 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	東京都千代 田区丸の内 一丁目5番1 号	特別利害 関係者等 (大株主上位 10名)	普通株式 235	29,375,000 (125,000) (注) 5	所有者 の事情 及び資 本政策 による
同上	サンブリッ ジ・スタート アップス有限 責任事業組合 員 株式 会社ドリーム ビジョン 職 務執行者 平 石 郁生	東京都目黒 区碑文谷五 丁目3番4 号	特別利害 関係者等 (大株主上位 10名)	Draper Nexus Partners II, LLC General Partner Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	55 East Third Avenue, San Mateo, CA, USA	—	普通株式 15	1,875,000 (125,000) (注) 5	所有者 の事情 及び資 本政策 による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
同上	三田村 典昭	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 84	10,500,000 (125,000) (注) 5	所有者の事情及び資本政策による
同上	三田村 典昭	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 166	20,750,000 (125,000) (注) 5	所有者の事情及び資本政策による
平成29年9月4日	—	—	—	増山 秀信	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	普通株式 750	12,000,000 (16,000) (注) 6	新株予約権の行使
同上	—	—	—	有本 陽助	千葉県白井市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	普通株式 250	3,500,000 (14,000) (注) 6	新株予約権の行使
同上	—	—	—	都 賢治	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	普通株式 250	3,500,000 (14,000) (注) 6	新株予約権の行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年11月30日	NVCC6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NVCC7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 1,000 B種優先株式 1,000	270,000,000 (135,000) (注) 5	ファンド満期到来による譲渡
平成30年5月15日	-	-	-	salesforce.com, inc. chairman & CEO Marc Benioff	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △4,300 C種優先株式 △375 D種優先株式 △192 普通株式 4,867	-	(注) 7
同上	-	-	-	Draper Nexus Technology Partners2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △621 C種優先株式 △3,442 D種優先株式 △849 普通株式 4,912	-	(注) 7
同上	-	-	-	Draper Nexus Partners II, LLC General Partner Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	55 East Third Avenue, San Mateo, CA, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △29 C種優先株式 △158 D種優先株式 △39 普通株式 226	-	(注) 7
同上	-	-	-	NVCC7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,450 B種優先株式 △1,000 C種優先株式 △525 普通株式 2,975	-	(注) 7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
同上	—	—	—	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役社長 安達 哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △2,650 普通株式 2,650	—	(注) 7
同上	—	—	—	ニッセイ・キャピタル7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役社長 安達 哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式 △476 普通株式 476	—	(注) 7
同上	—	—	—	SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △2,500 普通株式 2,500	—	(注) 7
同上	—	—	—	SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式 △444 普通株式 444	—	(注) 7

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年9月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該

株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
5. 移動価格は、直近取引事例等を参考にし、当事者間での協議により決定しております。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 定款に基づきすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、平成30年5月15日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を消却しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	平成29年8月28日	平成29年8月29日
種類	D種優先株式	D種優先株式
発行数	1,151株	849株
発行価格	135,000円 (注) 4	135,000円 (注) 4
資本組入額	67,500円	67,500円
発行価額の総額	155,385,000円	114,615,000円
資本組入額の総額	77,692,500円	57,307,500円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年11月20日	平成28年8月19日	平成29年11月16日
種類	第7回新株予約権 (ストックオプション)	第8回新株予約権 (ストックオプション)	第9回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 600株	普通株式 600株	普通株式 150株
発行価格	90,000円 (注) 4	90,000円 (注) 4	135,000円 (注) 4
資本組入額	45,000円	45,000円	67,500円
発行価額の総額	54,000,000円	54,000,000円	20,250,000円
資本組入額の総額	27,000,000円	27,000,000円	10,125,000円
発行方法	平成27年5月1日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成28年8月3日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年8月16日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則並びにその期間は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募などによる場合に除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への

報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年8月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	90,000円	90,000円	135,000円
行使期間	自 平成29年11月20日 至 平成36年11月19日	自 平成30年8月19日 至 平成37年8月18日	自 平成31年11月16日 至 平成38年11月15日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左

6. 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式① D種優先株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
ニッセイ・キャピタル7号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 安達 哲哉 資本金 3,000百万円	東京都千代 田区丸の内 一丁目6番6 号	ベンチャー キャピタル	476	64,260,000 (135,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
SMB Cベンチャーキャピタル3号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMB Cベンチャーキャピタル株式 会社 代表取締役 石橋 達史 資本金 500百万円	東京都中央 区八重洲一 丁目3番4号	ベンチャー キャピタル	444	59,940,000 (135,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
salesforce.com, inc. chairman & CEO Marc Benioff 資本金 9,753百万ドル (注) 1	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	クラウドアプリケ ーション等の提供	192	25,920,000 (135,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Draper Nexus Partners II, LLC General Partner Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	55 East Third Avenue, San Mateo, CA, USA	ベンチャー キャピタル	39	5,265,000 (135,000)	—

(注) 1. 資本金は、Common StockとAdditional Paid-in Capitalの合計額（平成30年1月31日時点）であります。

2. 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

株式② D種優先株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
Draper Nexus Technology Partners2 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Member Akira Kurabayashi	東京都千代 田区丸の内 一丁目5番1 号	ベンチャー キャピタル	849	114,615,000 (135,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権① 第7回新株予約権

(平成27年5月1日開催の臨時株主総会決議)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
荻島 浩司	埼玉県北本市	会社役員	600	54,000,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役) (大株主上位10名)

(注) 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権② 第8回新株予約権

(平成28年8月3日開催の臨時株主総会決議)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
宮原 一成	東京都新宿区	会社員	160	14,400,000 (90,000)	当社従業員 (注) 2
中野 剛	39 Amber Road, Singapore	会社員	160	14,400,000 (90,000)	当社従業員 (注) 3
若林 秀宜	東京都新宿区	会社員	110	9,900,000 (90,000)	当社従業員
成瀬 晶子	東京都世田谷区	会社員	110	9,900,000 (90,000)	当社従業員
橋本 啓彦	神奈川県横浜市港北区	会社員	35	3,150,000 (90,000)	当社従業員
金屋 京	東京都杉並区	会社員	25	2,250,000 (90,000)	当社従業員

(注) 1. 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 平成29年11月27日に当社取締役役に就任しております。

3. 平成29年11月20日に当社子会社の取締役役に就任しております。

新株予約権③ 第9回新株予約権

(平成29年8月16日開催の臨時株主総会決議)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
井上 亨	千葉県千葉市美浜区	会社員	75	10,125,000 (135,000)	当社従業員
山崎 真吾	東京都町田市	会社員	50	6,750,000 (135,000)	当社従業員
中野 智裕	神奈川県川崎市中原区	会社員	25	3,375,000 (135,000)	当社従業員

(注) 平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
荻島 浩司 (注) 1、3	埼玉県北本市	2,800,000 (200,000)	36.35 (2.60)
Draper Nexus Technology Partners2号投資事業有限責任組合 (注) 3	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	1,046,200	13.58
salesforce.com, inc. (注) 3	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	973,400	12.64
NVCC 7号投資事業有限責任組合 (注) 3	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	595,000	7.73
ニッセイ・キャピタル5号投資事業 有限責任組合 (注) 3	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	530,000	6.88
SMBCベンチャーキャピタル1号投資 事業有限責任組合 (注) 3	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	500,000	6.49
増山 秀信 (注) 3、4	東京都世田谷区	300,000 (150,000)	3.90 (1.95)
有本 陽助 (注) 3、4	千葉県白井市	130,000 (30,000)	1.69 (0.39)
SMBCベンチャーキャピタル3号投資 事業有限責任組合 (注) 3	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	122,000	1.58
都 賢治 (注) 3、4	東京都大田区	100,000	1.30
ニッセイ・キャピタル7号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	95,200	1.24
オーバザレインボー株式会社 (注) 2	東京都千代田区麴町二丁目4番地	50,000	0.65
株式会社日本政策金融公庫 (注) 8	東京都千代田区大手町一丁目9番4号	50,000 (50,000)	0.65 (0.65)
Draper Nexus Partners II, LLC	55 East Third Avenue, San Mateo, CA, USA	48,200	0.63
小島 直介 (注) 7	東京都墨田区	40,000 (40,000)	0.52 (0.52)
飛鋪 武史 (注) 7	神奈川県横浜市神奈川区	32,000 (32,000)	0.42 (0.42)
宮原 一成 (注) 4	東京都新宿区	32,000 (32,000)	0.42 (0.42)
中野 剛 (注) 6	39 Amber Road, Singapore	32,000 (32,000)	0.42 (0.42)
若林 秀宜 (注) 7	東京都新宿区	22,000 (22,000)	0.29 (0.29)
橋本 啓彦 (注) 7	千葉県流山市	22,000 (22,000)	0.29 (0.29)
伊藤 雅浩 (注) 5	東京都世田谷区	20,000 (20,000)	0.26 (0.26)
高橋 康暢 (注) 7	東京都国立市	20,000 (20,000)	0.26 (0.26)
桑原 祐吾 (注) 7	神奈川県川崎市幸区	20,000 (20,000)	0.26 (0.26)
佐々木 康彦	東京都大田区	20,000 (20,000)	0.26 (0.26)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
井上 亨 (注) 7	千葉県千葉市美浜区	15,000 (15,000)	0.19 (0.19)
成瀬 晶子 (注) 7	東京都世田谷区	12,000 (12,000)	0.16 (0.16)
萩原 建 (注) 7	神奈川県川崎市麻生区	10,000 (10,000)	0.13 (0.13)
倉谷 彰 (注) 7	神奈川県川崎市中原区	10,000 (10,000)	0.13 (0.13)
岡田 勝也 (注) 7	東京都大田区	10,000 (10,000)	0.13 (0.13)
新井 麻由 (注) 7	東京都新宿区	10,000 (10,000)	0.13 (0.13)
山崎 真吾 (注) 7	東京都町田市	10,000 (10,000)	0.13 (0.13)
趙 欣 (注) 7	千葉県流山市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
長江 泰成 (注) 7	東京都小平市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
高橋 嘉弘 (注) 7	東京都北区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
金屋 京 (注) 7	東京都杉並区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
中野 智裕 (注) 7	神奈川県川崎市中原区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
計	—	7,702,000 (792,000)	100.00 (10.28)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
2. 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等 (当社取締役)
5. 特別利害関係者等 (当社監査役)
6. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
7. 当社従業員
8. 株式会社日本政策金融公庫 (以下、「公庫」という。) は、当社代表取締役である荻島浩司の資産管理会社であるオーバザレインボー株式会社との間で、公庫が所有する当社新株予約権250個 (新株予約権の目的となる株式の数50,000株) の譲渡に関して、平成30年7月3日付で売買予約契約を締結しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、平成30年8月13日に決定する予定の株式公開時の公開価格を基準として決定する予定であり、譲渡予定日は平成30年9月頃となります。
9. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月12日

株式会社チームスピリット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社チームスピリットの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリットの平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月12日

株式会社チームスピリット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社チームスピリットの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリットの平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 7月12日

株式会社チームスピリット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社チームスピリットの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年9月1日から平成30年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社チームスピリットの平成30年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

